



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	1				
支出年月日	2025年4月14日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 会議費	研修費 資料作成費	広報費 資料購入費	広聴費 人件費	要請・陳情活動費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の できます。)					
			 西日本旅客鉄道株式会社 芦屋駅 ***領収書*** 2025/04/14 14:05:57 登録番号: 11120001059675 引当No. [Redacted]		
			様 金額 ¥960 ただし、 乗車券類 (消費税等10%を含む) IC扱い		
			印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済		
充当内容 (按分の計算方法)	防政研 加石川グリーンセンター防災会へマンショ防災の視察 ¥1920				
その他					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費視察報告書

芦屋市議会

防災に関する政策を研究する会 中村 亮介

視察日時	令和7年4月14日月曜日
視察先	団地管理組合法人加古川グリーンシティ
視察内容	マンション防災に関する取り組みについて
応対者	加古川グリーンシティ防災会
参加議員	田原 俊彦 議員・福井 美奈子 議員・福井 利道 議員 岩岡 良典 議員・浅海 洋一郎 議員・西崎 薫 議員 西村 真人 議員・原 奈津子 議員・中村 亮介 議員（9名）
視察目的 (視察先選定理由)	団地管理法人加古川グリーンシティにおける様々な取組みを通じて、マンションにお住まいの方たちのコミュニティとしての強さ、そこから生まれてくる防災力について学びを深めること。
調査概要	団地管理法人加古川グリーンシティにおける様々な取組みについて学ぶ ⇒楽しく夜回り・ふれあい餅つき大会・夏祭り・クリーン作戦など ⇒防災に関する防災井戸設置やYoutubeなどSNSでの取り組みなど
所感 (意見・感想・今後の課題等)	加古川グリーンシティの防災会の取組みである 防災会組織、防災会の業務、防災会の沿革、 防災井戸設置や防災エレベーター椅子設置、YoutubeなどSNSでの活動の 発信など特徴のある防災活動を展開されていることを学びました。 このような防災会の特徴ある取り組みの背景には、団地管理法人加古川グ リーンシティとしての日頃から、楽しく夜回り・ふれあい餅つき大会・さくら 祭り・夏祭り・クリーン作戦などの活動を通じ、マンションにお住まいの方 たちのつながりが強固となり、そのことが防災力のレベルの高さに現れてい ることを学ぶことができた。この視察を地元の自主防災でも活かしていきたい と思う。

- * 視察報告書は、視察先1件につき1部作成します。
- * 文量は視察先1件につき最大2枚までとします。
- * 関係資料を添付してください

2025年4月14日 曜日 加古川グリーンシティ視察 現場写真



管理組
合のご
案内

各種イ
ベント
Community

防災
Bousai

周辺マ
ップ
Map

お問い
合わせ
Contact

[ホーム](#) > [自主防災組織](#)

防災活動

様々な防災情報を発信します

加古川グリーンシティ防災会では、次世代に繋げる防災文化の構築を目指します。

[旧グリーンシティ防災会ホームページはこちらから](#)



防災会公式Twitter



受賞歴



Bousai Shot Bar

加古川グリーンシティ防災活動



防災だより

加古川グリーンシティ防災会が、防災会設立以降に学んだものを多くの方に伝えたい、そのような思いから「防災だより」を毎月発行しています。

「あなたとあなたの大切な人を守る」一助になれば幸いです。

[もっと詳しく見る](#)



Bousai ShotBar

加古川地元FM局バンバンラジオさんとコラボした防災ラジオ番組「防災ショットバー」。過去の災害で被災した酒蔵のお酒を取り寄せ（購入）、そのお酒を呑みながら防災を語る異色番組。

2008年(平成20年)4月からスタート。「楽しく」をキーワードにみんなが楽しめる防災を目指します。毎月更新放送しています。

[もっと詳しく見る](#)



沿革・その他

加古川グリーンシティ防災会の「歩み」です。阪神・淡路大震災以降、加古川グリーンシティを取り巻く各種難問に対応しながら、力を合わせコツコツと活動してきました。

少しずつ仲間を増やし、みんなで楽しみながら防災活動を行ってきました。

組織図・業務・アドバイスなどもご覧頂けます。

[もっと詳しく見る](#)



防災活動・提供資料

加古川グリーンシティ防災会の活動データーです。ひとりでも多くの命を助けたい。そんな思いで様々な活動を行っています。

あくまでも、加古川グリーンシティ防災会で必要としたデーターや活動記録であり、ご覧になられている方々の防災活動とは少し違うかも知れませんが、皆様の地域に合わせて改編してください。

[もっと詳しく見る](#)

防災会公式Twitter

[@greencitybousaiさん](#)

[のツイート](#)

普段は日頃の防災活動をお知らせしています。しかし、災害が発生した場合は『緊急災害情報』を発信し、マンションの中で発生している情報のお知らせと、災害状況の情報受信を行います。

[もっと詳しく見る](#)



防災会公式Youtube

防災会公式Youtubeで、『防災学習と活動報告』を兼ねて動画をアップしています。防災学習資料は様々な方々の資料を防災会議や学習会で学びの資料としています。

[もっと詳しく見る](#)



防災会ブログ

楽しく防災情報を発信。
防災訓練の情報や各種防災イベントを詳しくお知らせ。
防災井戸の水質検査結果も掲載しています。

[防災活動ブログ](#)

[防災井戸ブログ](#)

楽しく防災活動をやろう



新聞や書籍に取り上げ
様々な新聞や書籍に取り
上げて頂きました。

[もっと見る](#)



発行書籍

加古川グリーンシティ防
災会で企画発行したオリ
ジナル書籍やハンドブッ

[もっと見る](#)



放送内容記録

過去に放送された加古川
グリーンシティ防災会の
活動を記録保存していま

[もっと見る](#)

アクセス



加古川グリーンシティ

所在地	〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野24-1
管理事務所 営業時間	AM9:00~PM6:00
TEL	079-425-6852
アクセス方法	<ul style="list-style-type: none"> • お車でお越しの方…こちらをご覧くださいアクセス方法 • 電車でお越しの方…こちらをご覧くださいアクセス方法
駐車場	有料駐車場あり 13台可
関連サイト	  

サイトメニュー

ホーム

管理組合のご案内

各種イベント

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	2																															
支出年月日	2025年 4月 30日																															
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																															
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p style="text-align: right;">SMBC</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">お振込金額</td> <td style="text-align: right;">¥71,280</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td style="text-align: right;">¥275</td> </tr> </table> <p>お受取人は XXXXXXXXXX</p> <p>イチニカ 様</p> <p>お振込人は ナカムラ リヨウスケ 様</p> <p>お取扱日 7. 4. 30 電信振込</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">取扱店</td> <td style="width: 10%;">機番</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 10%;">時刻</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>709DF</td> <td></td> <td>7.</td> <td>4.</td> <td>30</td> <td>13:46</td> <td>*9494</td> <td>税務 審承 認済</td> <td>印紙 税申 告納</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">三井住友銀行</td> </tr> </table>		お振込金額	¥71,280	振込手数料	¥275	取扱店	機番	年	月	日	時刻				709DF		7.	4.	30	13:46	*9494	税務 審承 認済	印紙 税申 告納	三井住友銀行								
お振込金額	¥71,280																															
振込手数料	¥275																															
取扱店	機番	年	月	日	時刻																											
709DF		7.	4.	30	13:46	*9494	税務 審承 認済	印紙 税申 告納																								
三井住友銀行																																
充当内容 (按分の計算方法)	ボネクタ政治活動一般市議会プラン ボネクタ継続利用料(2025年4月~2026年3月分)政務活動費として 按分 ¥71,280 × 1/2 (6割分) = ¥35,640 ¥35,640 + ¥138(送料) = ¥35,778																															
その他																																

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

請求書

中村 亮介 様

ichini

イチニ株式会社
登録番号:T1010001169130

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前1丁目11-11
グリーンファンタジアビル7階
TEL: 03-6830-1400
FAX: 03-6774-7335

請求書番号: [REDACTED]
請求日: 2025/04/01
お支払期限: 2025/04/30

件名: ボネクタ継続ご利用料(2025年4月~2026年3月)

ご請求金額 71,280 円

品目	単価	数量	単位	価格
ボネクタ政治活動 一般市議会プラン	5,400	12	ヶ月	64,800
小計				64,800
消費税額合計				6,480
合計				71,280

税率別内訳	税抜金額	消費税額	税込金額
10%	64,800	6,480	71,280

振込先

イチニ株式会社
[REDACTED]

備考

誠に恐れ入りますが振込手数料はご負担いただきますようお願いします。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	3
支出年月日	2025年 5月 18日
項目 (該当項目に○をつけてください)	<input type="radio"/> 調査研究費 <input type="radio"/> 研修費 <input type="radio"/> 広報費 <input type="radio"/> 広聴費 <input type="radio"/> 要請・陳情活動費 <input type="radio"/> 会議費 <input type="radio"/> 資料作成費 <input type="radio"/> 資料購入費 <input type="radio"/> 人件費 <input type="radio"/> 事務所費
	領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)
<div style="font-size: 40px; position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); opacity: 0.1;">3</div>	
充当内容 (按分の計算方法)	ニセコリゾート観光協会「SDGs 香雪旅行プログラム」 エココンサルトHOKKAIDO「スポーツエンターテインメント事業」 札幌市子ども発達支援総合センター ちかたく「子育て発達支援総合センター(ちかたく)にて 行政視察の経費 ¥28,260
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

■ご利用便の領収書



SKYMARK AIRLINES

2025年5月18日/18MAY2025

領収書
RECEIPT

宛名 RECEIVED **芦屋市議会議員 中村 亮介** 様
FROM

金額 THE SUM **¥ 13,770 -** 適用税率 10%
OF Tax rate

但し、旅客運賃・料金として上記の金額を正に受領いたしました。
The above amount was received with thanks as a travel fare/fee.

お支払い方法 **現金・クレジットカード・その他お支払いを含みます。**
PAYMENT METHOD Includes payments by cash, credit cards, and others.

スカイマーク株式会社
Skymark Airlines Inc.

登録番号 T7010801019529
Registration No.

明細書
DETAILS

■お客様情報 / Passenger Information

お名前	年齢	性別
NAKAMURA RYOSUKE	46	男

■ご旅程 / Itinerary

日付	便名	出発地	到着地	運賃/手数料/その他	收受金額
2025/05/19	SKY173	神戸 09:15	新千歳 11:05	いま得	13,770円
				合計金額	13,770円

■ 旅行傷害保険料の領収書

		2025年5月18日/18MAY2025	
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM	芦屋市議会議員 中村 亮介		様
金額 THE SUM OF	¥ 810 -	適用税率 Tax rate	非課税 Untaxable
但し、旅行傷害保険料相当額として上記の金額を正に受領いたしました。 The above amount was received with thanks as a travel accident insurance premium.			
お支払い方法 PAYMENT METHOD	現金・クレジットカード・その他お支払いを含みます。 Includes payments by cash, credit cards, and others.		
			スカイマーク株式会社 Skymark Airlines Inc. <small>登録番号 Registration No. T7010801019529</small>

明細書
DETAILS

■ お客様情報 / Passenger Information

お名前	運賃/手数料/その他	收受金額
NAKAMURA RYOSUKE	保険料相当額	810円
	合計金額	810円

■ご利用便の領収書

 SKYMARK AIRLINES		2025年5月18日/18MAY2025	
領収書 RECEIPT			
宛名 RECEIVED FROM	芦屋市議会議員 中村 亮介		様
金額 THE SUM OF	¥ 12,870 -	適用税率 Tax rate	10%
但し、旅客運賃・料金として上記の金額を正に受領いたしました。 The above amount was received with thanks as a travel fare/fee.			
お支払い方法 PAYMENT METHOD	現金・クレジットカード・その他お支払いを含みます。 Includes payments by cash, credit cards, and others.		
			スカイマーク株式会社 Skymark Airlines Inc. <small>登録番号 Registration No.</small> T7010801019529

明細書
 DETAILS

■お客様情報 / Passenger Information

お名前	年齢	性別
NAKAMURA RYOSUKE	46	男

■ご旅程 / Itinerary

日付	便名	出発地	到着地	運賃/手数料/その他	收受金額
2025/05/21	SKY174	新千歳 16:45	神戸 18:40	いま得	12,870円
合計金額					12,870円

■旅行傷害保険料の領収書



SKYMARK AIRLINES

2025年5月18日/18MAY2025

領収書
RECEIPT

宛名

RECEIVED
FROM

芦屋市議会議員 中村 亮介

様

金額

THE SUM
OF

¥ 810 -

適用税率
Tax rate

非課税
Untaxable

但し、旅行傷害保険料相当額として上記の金額を正に受領いたしました。

The above amount was received with thanks as a travel accident insurance premium.

お支払い方法

現金・クレジットカード・その他お支払いを含みます。

PAYMENT METHOD

Includes payments by cash, credit cards, and others.

スカイマーク株式会社
Skymark Airlines Inc.

登録番号
Registration No.

T7010801019529

明細書
DETAILS

■お客様情報 / Passenger Information

お名前	運賃/手数料/その他	收受金額
NAKAMURA RYOSUKE	保険料相当額	810円
	合計金額	810円

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	4										
支出年月日	2025年5月19日										
項目 <small>(該当項目に〇をつけてください)</small>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">調査研究費</td> <td style="width: 15%;">研修費</td> <td style="width: 15%;">広報費</td> <td style="width: 15%;">広聴費</td> <td style="width: 15%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
充当内容 <small>(按分の計算方法)</small>	ニセコリゾート観光協会「SDGs教育プログラム」視察 ￥3,300-										
その他											

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費視察報告書

芦屋市議会

至誠会 3名、中村亮介議員

視察日時	令和7年5月19日（月）、20日（火）
視察先	ニセコリゾート観光協会、ニセコ町役場
視察内容	SDGs 教育プログラムについて
応対者	ニセコ観光リゾート協会事務局長 中野文彦様 ニセコ町長 片山健也様
参加議員	中島健一 西崎薫 寺前尊文 中村亮介
視察目的 (視察先選定理由)	<p>市民有志から「スマホ依存になりがちな子ども達を大自然のある環境へ連れ出してはどうか」との提案があり、学校園の修学旅行先として北海道ニセコ地域の提案があったもの。</p> <p>ニセコ町における修学旅行受け入れの実績と教育プログラムの実施内容の調査。ならびに、行程の編成や費用面を総合的に考慮した上で政策提案へ移し込むため、現地における視察調査を実施した。</p>
調査概要	<ul style="list-style-type: none">・ニセコ町の観光地づくりの現況と課題・ニセコ町 SDGs 教育プログラムの魅力・SDGs ニセコロゲインの取り組み・テーマ別実地見学プログラム（環境、農業、観光）・修学旅行前におけるオンライン事前学習・プログラムの例と料金体系について
所感 (意見・感想・今後の課題等)	<p>ニセコ町では早くから修学旅行をはじめとした教育プログラムに注力しており、道内や東北、関東地方の学校園からの受け入れが多く、令和6年度実績で25校、4,028名が利用している。関西では京都府2校、兵庫県1校の実績がある。スキー場を観光資源とするため、4月～11月の来訪者が伸び悩んでおり、教育旅行先としての開拓を展開している。</p> <p>教育旅行としての具体的なプログラムとしては、SDGs ロゲイン（町内約60箇所のポイントを巡り環境教育を展開）、農場や牧場</p>

の協力による実地見学、カヌーやラフティングによる川下りの自然体験など。家庭内に引きこもりがちな現代の子ども達にとって刺激的な内容との印象を受けた。

5月20日には観光リゾート協会とは別に、ニセコ町長の片山健也氏にお時間をいただき、町としてのSDGsに関連した環境行政、教育旅行誘致の取り組みについて説明を伺う。ニセコ周辺の自治体では外国人観光客の増加に伴い、外国資本による大型開発事業が進み、乱開発の抑制と環境の維持が課題となっている。教育旅行で訪れた来訪客に、いかに本来ある自然を堪能するため環境維持への取り組みが切実な課題であることを力説いただいた。

また、町内の公立校と主に本州に所在する学校とを結びつける交流事業として、オンラインを活用した授業展開を支援している。町長からは道内だけでなく、関東や関西の所在する学校の教育旅行先として選んでもらい、自然環境の素晴らしさとそれを維持する難しさを伝承したいとの想いを伝承したいとの熱意が感じられた。

修学旅行先として人気の高いニセコ町であるが、芦屋市の学校園が直ちに選定できるかといえば課題も多い。一つ目に時間的制約、関西から北海道へは空路で2時間程度であるが、玄関口の新千歳空港からニセコ町までバスで2時間を要する。本市ではかつて、アイヌ民族の歴史から人権教育へ繋げる修学旅行が実施されたが、移動時間を多さから旅行先を変更した経緯がある。二つ目に経費の高さ、昨今の燃料費高騰により航空、バスともに上昇傾向にあり、保護者負担や市費の投入を考慮しても厳しい環境下にある。

しかしながら、北海道の大自然は芦屋市で体験できない「非日常」が多くあり、子ども達の情操教育や将来の自分を描く上で貴重な経験になり得るところはあらゆる面で感じ取れる。現行の平和教育を優先した就学旅行が良いか、自然体験や未来志向な修学旅行が良いかは、価値観によってさまざま分かれると考えるが、子ども達の志向性、学校現場の判断を尊重しつつ、子ども達に最高の学びを実現できる方策を模索し続ける必要性を再認識した。

なお、今回の視察から得た教訓を材料に、寺前尊文議員が令和7年度6月定例会で『中学校の教育プログラムについて』をテーマに一般質問で取り上げている。

- * 視察報告書は、視察先1件につき1部作成します。
- * 文量は視察先1件につき最大2枚までとします。
- * 関係資料を添付してください

令和7年度 行政視察行程表（芦屋市議会 会派 至誠会 及び 中村議員）

(連絡先)
 芦屋市議会事務局 議事調査課
 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
 TEL:0797-38-2001(直通)
 FAX:0797-38-2170

- 視察先 (調査項目)
 - その他
 - 視察者
- ① ニセコリゾート観光協会 「SDGs教育旅行プログラムについて」
 ② エスコンフィールドHOKKAIDO「スポーツエンターテイメント事業とFビレッジのまちづくりについて」
 ③ 札幌市子ども発達支援総合センター「ちたく」子ども発達支援総合センター『ちたく』について」
 ニセコ町長との懇談
 会派 至誠会(幹事長 寺前尊文、副幹事長 中島健一、西崎薫)
 会派に属さない議員 中村亮介 計4人

月 日	行程		食		事	備 考
	行	程	朝	夕		
5月19日 (月曜日)	集合：JR芦屋駅 7時30分	タクシー ⇒ JR芦屋駅 7:35発 ⇒ 神戸空港 8:20着 9:15発 スカイマーク 173便 ⇒ 新千歳空港 11:05着 12:00発 ⇒ ①ニセコリゾート観光協会 14:50着 16:45発 レンタカー ⇒ きのご王国(昼食) 14:10発 14:50着 ⇒ ①ニセコリゾート観光協会 14:50着 16:45発 レンタカー ⇒ ホテル 17:00着	朝 きのご王国 大滝本店	夕 ニセコ町内	■ニセコリゾート観光協会 〒048-1512 北海道虻田郡ニセコ町 字中兵衛142-1 JRニセコ駅観光案内所内 0136-44-2468(代表) ■宿泊先 ニセコリゾート ・アンヌブリ TEL:0136-58-3311	
5月20日 (火曜日)	レンタカー ⇒ ホテル 8:30発 ⇒ ①ニセコ町役場 8:50着 10:10発 ⇒ ②Fビレッジ(ESCON F. AGURI FRONT) 14:30着 20:15発 ⇒ ホテル 21:00着	レンタカー ⇒ ホテル	朝 ホテル	夕 エスコンF内または札幌市内	■ニセコ町企画課 TEL:0136-44-2121(代表) ■ニセコ町役場 TEL:070-4410-9857 ■宿泊先 ホテルルートイン札幌中央 TEL:011-518-6111 ■札幌市議会事務局 TEL:011-211-3164	
5月21日 (水曜日)	レンタカー ⇒ ホテル 9:30発 ⇒ ①札幌市子ども発達支援総合センター「ちたく」 9:45着 11:45発 ⇒ 新千歳空港 15:00着 16:45発 ⇒ 神戸空港 18:40着 19:10発 ⇒ 三宮 19:28着 19:37発 ⇒ JR芦屋駅 19:45着	① 内容 視察 子ども発達支援総合センター『ちたく』について	朝 ホテル	夕 未定	■札幌市子ども発達支援総合センター「ちたく」 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 TEL:011-821-0070	

株式会社ニセコリゾート観光協会

令和7年度(2025年度) ニセコ町SDGs教育プログラム



株式会社ニセコリゾート観光協会

2025年4月10日

Copyright (C) 2025 NISEKO RESORT TOURIST ASSOCIATION

0

“ニセコ町”ってどこ?

富士山?
いいえ、羊蹄山です
Mt. YOTEI

ニセコ | NISEKO

ニセコ 観光

株式会社ニセコリゾート観光協会

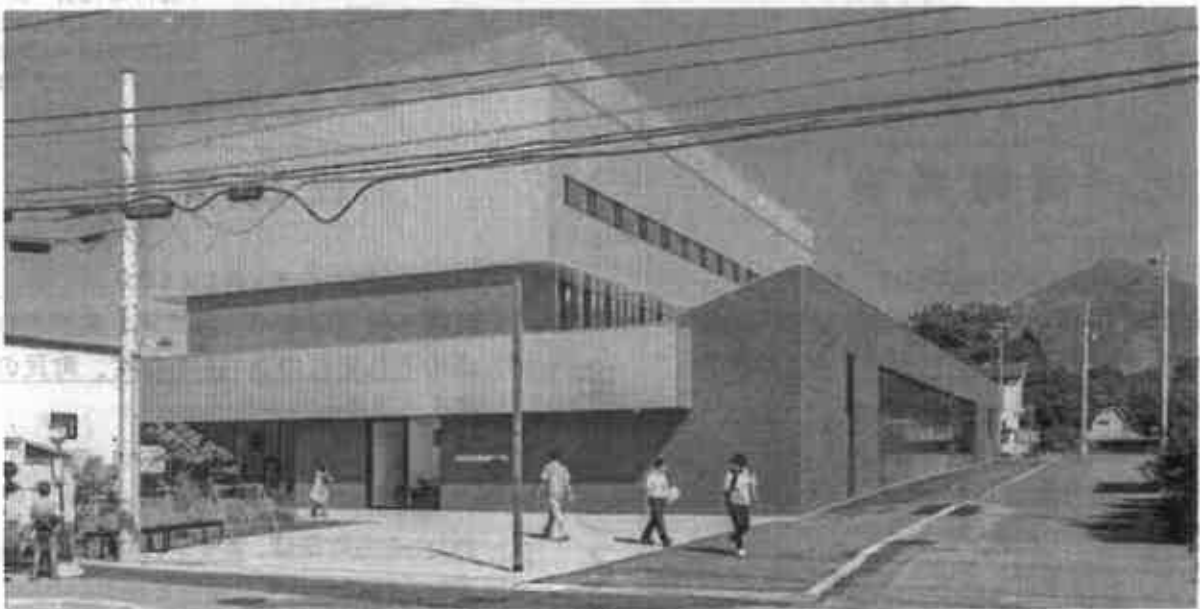
NISEKO



ようこそニセコ町へ

ニセコ町まちづくり視察資料

SDGs未来都市・環境モデル都市



■豪雪や災害から町民生活を守り、環境配慮、町の魅力発信を体现するニセコ町役場
第34回北海道赤レンガ建築奨励賞受賞（令和3年度）



■住民西体の要望によって尻川川に設置された魚道



■ニセコ町市街地の中心を走る錦羅街道（道道）14年にわたる改修事業の舞台
平成14年全国都市景観大賞受賞



■小・中学生まちづくり委員会で決めたふるさと眺望点



■冬には多くのスキーヤーでにぎわうニセコアンブリ

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	5				
支出年月日	2025 年 5 月 20 日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					

領収書

No. XXXXXXXXXX
2025/05/20

登録番号: T9010701012499

ナカムラリョウスケ 様

金額 ￥9,150-

印紙 1000円 消費税込 9,150円 消費税率 10%

但し、ご宿泊代
(現金)

として、

上記金額正に領収いたしました。

ホテルルートイン札幌中央

〒064-0805 北海道札幌市中央区南五条西5丁目13番1
TEL:011-518-6111 FAX:011-518-6112
ルートインジャパン株式会社
作成地: 東京都品川区大井1-35-3

印紙税申告納
付につき品川
税務署承認済



充当内容 (按分の計算方法)	SDGs教育旅行プログラム(ニセコ観光協会)視察 エスコフィールドHOKKAIDO「ステイタリー」事業について 視察 札幌市子ども発達支援総合センター「ちくたく」子ども発達支援総合センター「ちくたく」について 視察 ホテルルートイン札幌中央 宿泊費 ¥9,150
その他	ニセコリゾート・インフーズ 宿泊費 ¥14,250

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

領収書
Receipt

 Niseko Northern Resort, An'nupuri

お名前 中村 亮介

様

ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ

〒048-1511 北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ480-1

480-1 Niseko, Niseko-cho, Abuta-gun, Hokkaido, 048-1511, JAPAN

Phone: (0136) 58-3311 Facsimile: (0136) 58-3317

お部屋番号 221 ご人数 1

ご到着 2025/05/19 ご出発 2025/05/20

事業所番号 T4430001051838

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考
05/19	◇ご宿泊プラン	221	13,900		
	■宿泊税		200	*	
	■入湯税 (大人)		150	*	

ご請求金額 14,250

(内 宿泊税等: 200)

ご宿泊頂き、ありがとうございました。
またのご利用をお待ち申し上げます。

10%対象 13,900 (消費税 1,263)

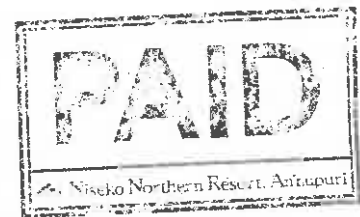
この請求書を仕入税額控除の確証として請求書をご利用頂けます。

消費税課税対象外 350

◇:消費税課税対象

■:消費税課税対象外

◎:その他



ご署名

発行番号

25/05/20 08:28 02FKIN

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	6
支出年月日	2025年5月20日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<p>領 収 書 KUBOTA AGRIFRONT</p> <p>株式会社クボタ クボタアグリフロント 〒061-1116 北海道北広島市Fビレッジ8番地 TEL.011-558-6450 登録番号: T1120001037978</p> <hr/> <p>2025年05月20日(火) 15:58</p> <p>0001 グループ 入場券 大人 @300 4件 ¥1,200</p> <p>合計 ¥1,200 (消費税率 10% 消費税額 ¥109)</p> <p>自動釣銭機 ¥1,200 現金預かり ¥2,000 釣り銭 ¥800</p> <p>端末:32 伝票No: XXXXXXXXXX</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	株式会社クボタ クボタアグリフロント 視察 入場券 1名分 ¥300
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	7				
支出年月日	2025 年 5月 21日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					

ENEOS

納品書(領収書)

2025年05月21日 14:07

売上
現金フリー 様 M
6-109117-49998-001
現金フリー
0026-00
レギュラー P10
数量 16.68L *
単価 176円 ¥2,935
.....
合計 ¥2,935
(消費税10%対象 ¥2,935
内消費税等 ¥267)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,065

現金(お預り)の繰上は領収書に記入されて頂きます。

北海道エネルギー株式会社
チャレンジ千歳駅前セルフ
北海道 千歳市清水町6丁目26
TEL:0123-23-3662 SS-109117
登録番号: T9430001037048

2025/05/21

充当内容
(按分の計算方法)

ニセコリゾート観光協会、ニセコ町役場視察
「SDGsプログラム」レンタカーおまひガソリン代(各00名職員4名之負担)

その他

¥2,935 × 1/4 = ¥733.75 (1名分)
¥45,760 × 1/4 = ¥11,440 (1名分)

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。



貸渡料金精算明細書

Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース札幌

新千歳空港ポプラ店
千歳市美々758-137

RA610R
発行年月日: 令和 7年 5月21日

貸渡No: [REDACTED]

電話番号0123-23-0100

(税込)

借受人 名称 寺前 尊文 様
住所 兵庫県芦屋市 [REDACTED]

項目	予定料金	精算料金
基本料金	45,100	42,900
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(10%)	4,510	4,290
*	0	0
小計	40,590	38,610
免責補償料	3,300	3,300
特別装備料	0	0
添付品料金	3,850	3,850
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		0
引取配車料	0	0
	0	0
ご利用額	47,740	45,760
リース無償代車		0
NOC		0
免責実費料		0
お支払額	47,740	45,760

<お貸しする車両>

貸渡車両 7HEV(2201-) 燃料 ハイブリッド
登録No. 札幌 306わ6298

料金クラス W2-EK 車両クラス W2-EK

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	5月21日16時00分	5月21日14時19分	24,983
発	5月19日12時00分	5月19日12時00分	24,666
利用分	2日 4時間00分	2日 2時間19分	317

料金種別 一般料金 料金割引率 10%
添付品 安心Wプラン 1車種指定 25/4~ 1

乗車人数 0名

返却営業店舗 新千歳空港* 0123-23-0100 返却府県 県内

運転者氏名 寺前 尊文 様

予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	47,740	47,740
現金		
預り金合計	47,740	47,740
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	-1,980

株式会社 トヨタレンタリース札幌
インボイスはWEBからダウンロードをお願いいたします

今回ご利用額 45,760円
10%対象 45,760円 内消費税 4,160円

<トヨタレンタカーマイル>

利用マイル
付与マイル
5月21日現在のマイル

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

この請求金額内訳	現金	-1,980

領 収 書

領収書No. [REDACTED]

芦屋市議員 至誠会 様

令和 7年 5月21日

領収金額 45,760 円

(税抜金額 41,600 円)

Receipt
現金・小切手 45,760 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

収入印紙

営業店舗 新千歳空港*
住 所 千歳市美々758-137
電話番号 0123-23-0100

株式会社トヨタレンタリース札幌

本社 札幌市中央区北5条東2丁目

扱者印



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

政務活動費視察報告書

芦屋市議会
(会派又は議員) 中村亮介

視察日時	令和2年5月21日(水曜日)
視察先	札幌市子ども発達支援総合センター“ちくたく”
視察内容	札幌市子ども発達支援総合センター内の見学と施設の説明・質疑応答
対応者	札幌市保健福祉局 子ども発達支援総合センター 子ども心身医療課 穴田卓也様 他数名
参加議員	中島健一議員・寺前尊文議員・西崎薫議員・中村亮介議員
視察目的 (視察先選定理由)	札幌市子ども発達支援総合センター“ちくたく”は、 医療機能と福祉機能を併せ持つ全国的に見ても 稀少な施設であることから選定せしめられました。
調査概要	① 札幌市保健福祉局 子ども発達支援総合センター 子ども心身医療課の穴田様から施設についての説明 ② 子ども発達支援総合センター内における ・医療部門… 子ども心身医療センターと発達医療センターの見学 ・入所施設… 児童心理治療センター“こころほ”と自閉症児支援センター“まごころ”の見学 ・通所施設… かしわ学園とひまわり整肢園の見学 ③ 施設見学後、穴田様との質疑応答
所感 (意見・感想・ 今後の課題等)	札幌市子ども発達支援総合センター“ちくたく”の説明と 札幌市保健福祉局子ども発達支援総合センター子ども心身医療課 の穴田様から受けただけでなく、実際に施設を見学し、発達に 遅れや障がいのある子どもやそのご家族と触れ合い、各施設の 担当者からも説明を受け、都度質疑を交わすことができ、ことごとく 大変有意義な時間を過ごせました。福祉分野では人材の確保が 大変重要ですが、仕組みをしっかりと見直し、 親御様の下におもてなしの環境を整えたいと 強く思います。

- * 視察報告書は、視察先1件につき1部作成します。
- * 文量は視察先1件につき最大2枚までとします。
- * 関係資料を添付してください

子ども発達支援総合センター“ちくたく”組織・構成施設

子ども発達支援総合センター庁舎

- 子ども心身医療センター
- かわし学園
- 児童心理治療センター“こころほ”
- ひまわり整肢園
- 自閉症児支援センター“さびこ”
- 地域支援室

札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21

児童福祉総合センター内

発達医療センター
はるにれ学園

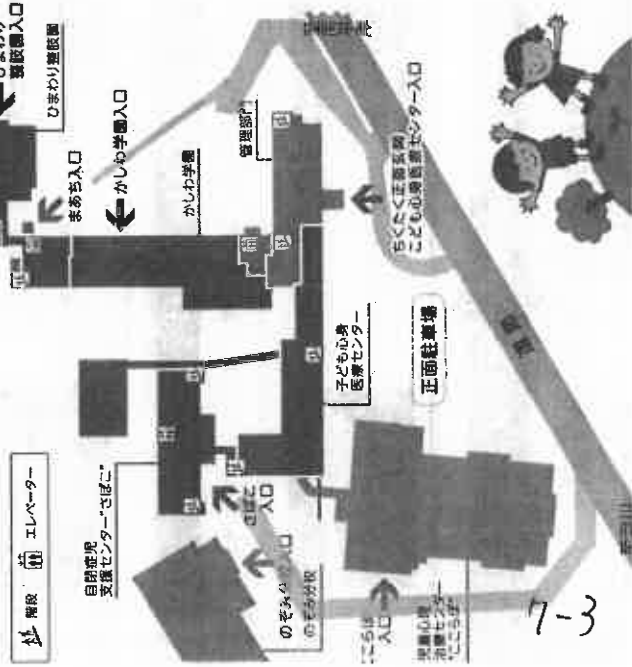
札幌市中央区北7条西26丁目
地下鉄東西線 西28丁目駅より徒歩約6分

みかほ整肢園

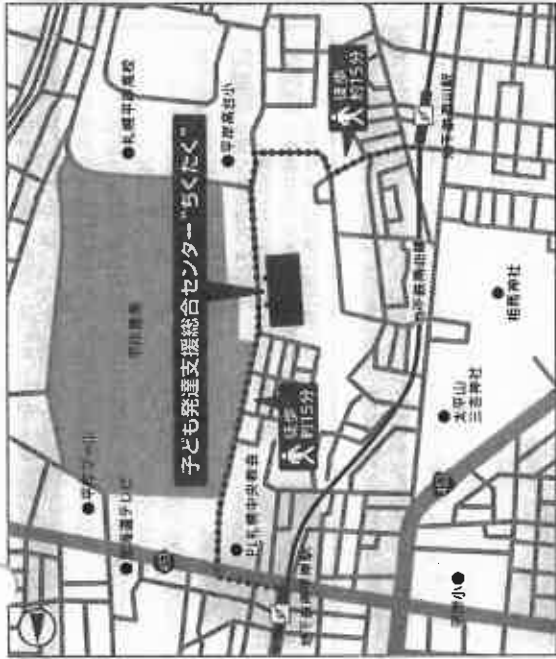
令和2年4月1日より指定管理者による
管理を行っています

札幌市東区北17条東5丁目
地下鉄東豊線 東区役所前駅より徒歩約12分

子ども発達支援総合センター庁舎
施設の配置と入口



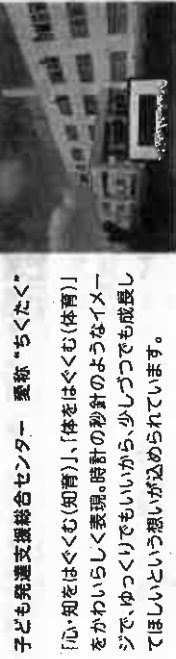
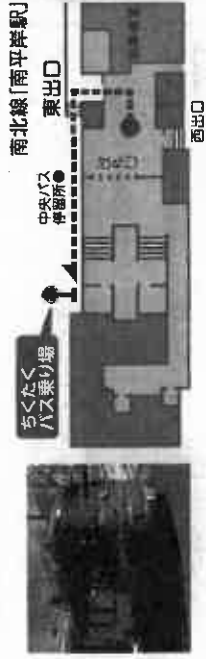
子ども発達支援総合センター 庁舎のご案内



交通機関 【地下鉄】南北線「南平岸駅」・「登川駅」から徒歩約15分
駐車場 専用駐車場をご利用ください。

南平岸駅からシャトルバスを運行しています。

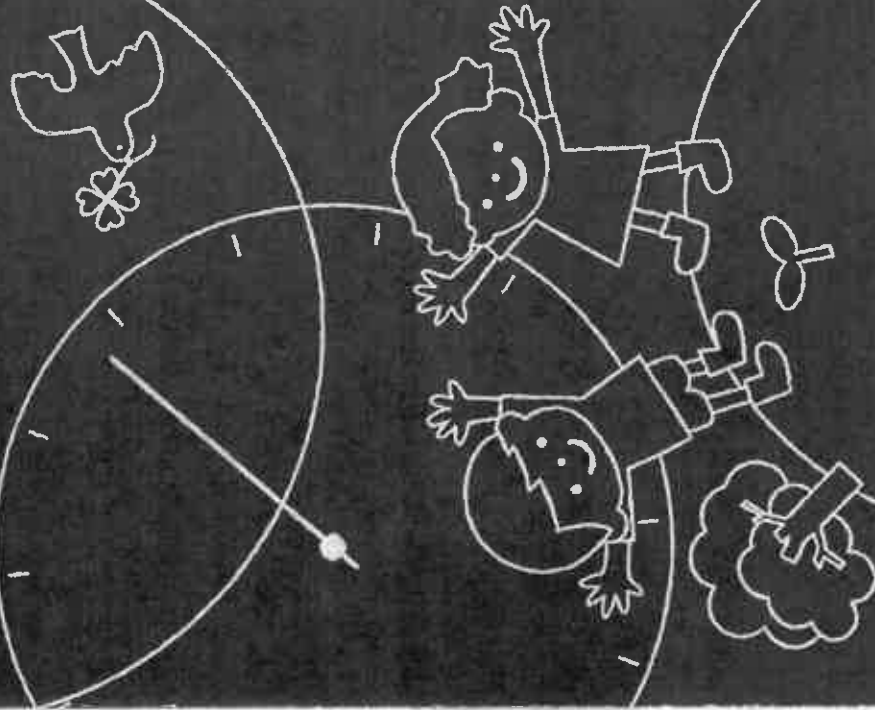
※詳細はお問い合わせください。



子ども発達支援総合センター 愛称“ちくたく”
「心・知をはぐくむ(知育)」、「体をはぐくむ(体育)」
をわいらしく表現。時計の秒針のようなイメ
ジで、ゆっくりでもいいから、少しづつでも成長し
てほしいという想いが込められています。

ちくたく

札幌市子ども発達支援総合センター
Sapporo Child Development General Support Center



“ちくたく”が目指すもの

多様な視点による適切かつ高度な支援
関係者間との連携による札幌市全体の支援体制の向上

ちくたく

札幌市子ども発達支援総合センター

〒062-0934 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21
TEL(代表)011-821-0070 FAX 011-821-0241

http://www.city.sapporo.jp/kenko/chikutaku/index.html

札幌市子ども発達支援総合センター “ちくたく”の支援内容

発達支援センターは、発達障害のある子ども、心身の発達遅滞がある子ども、子どもが抱えている困難に対して、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切な支援の提供を目的として設置されています。

1. 多様な視点による適切かつ高度な支援の提供

発達支援センターは、発達障害のある子ども、心身の発達遅滞がある子ども、子どもが抱えている困難に対して、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切な支援の提供を目的として設置されています。

2. 関係機関との連携による札幌市全体の支援体制の向上

施設内の各機能が連携し、より総合的かつ高度な支援を目指し、さらに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携により、その支援技術等をフィードバックし、札幌市全体の子どもへの支援体制の向上を図ります。

“ちくたく”の支援の対象となる子ども

(主なもの)

- 座れない、はいはいをしない
- 歩けない、歩き方がおかしい、転びやすい
- 筋肉の力が弱い、筋肉が固い
- 手指の細かい動作が不得意、身体の動きがこごちない
- 耳の聞こえが心配
- あやしても笑わない、目線があいにくい
- ことばの遅れがある、ことばがはつきりしない
- こだわりがある、かんしゃくが強い
- 落ち着きがない、集団行動がとれない
- 友達とうまく関われない、学校に行けない
- 不安や緊張が強い、気持ちが落ち着かない
- 学習面でのバランスが悪い

“ちくたく”の相談受付窓口(地域支援室)

地域支援室では、上記のような子どもたちの心配ごとについて相談をお受けしています。

新規予約・相談専用電話

TEL 011-821-9861

受付時間：平日9時～17時

“ちくたく”の構成施設

発達医療センター 診療所

児童福祉総合センター内にある医療機関です。発達遅滞や身体障がい、疑われる子どもを医学的に診断し、治療やリハビリテーション(理学療法、作業療法、言語療法)、家族支援等を行っています。

所在地 札幌市中央区北7条西26丁目1-1
(地下鉄東西線 西28丁目駅から徒歩約6分)
電話 011-622-8640
対象 原則18歳未満の子ども
診療科目 小児科、整形外科 診療は予約制になっています。



子ども心身医療センター 診療所

子ども発達支援総合センター内にある医療部門です。心身の発達に遅れ、障がい、疑われる子どもや、心に悩みを抱える子どもを医学的に診断し、心理治療や、精神科デイケア、リハビリテーション(理学療法、作業療法、言語療法)、保育、家族支援、各種相談等を行っています。

対象 原則18歳未満の子ども
※児童精神科の初診は、15歳(中学生)まで
診療科目 児童精神科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科があり、診療は予約制になっています。



児童心理治療センター“こころば” (児童心理治療施設)

心の悩み等により地域や家庭での生活が困難な子どもを、児童相談所の措置により一定期間お預かりし、入所による生活・心理支援を行います。

また、通所による心理支援も行っています。
対象 原則18歳未満の心理的ケアが必要と児童相談所が判断した子ども
定員 入所：23名 通所：5名



かしわ学園 (福祉型児童発達支援センター)

単独または親子で通園し、基本的な生活習慣や集団生活への適応など遊びを通じて早期療育を行っています。

また、計画相談支援、保育所等訪問支援などの地域支援を行っています。
対象 就学前の主に知的・発達障がいのある子ども
定員 通所40名



はるにれ学園 (福祉型児童発達支援センター)

児童福祉総合センター内にあり、かしわ学園同様に、就学前児の早期療育と各種相談支援等を行っています。

所在地 札幌市中央区北7条西26丁目1-1
(地下鉄東西線 西28丁目駅から徒歩約6分)
電話 011-622-8650
対象 就学前の主に知的・発達障がいのある子ども
定員 通所30名



自閉症児支援センター“さぽこ” (福祉型障害児入所施設)

個別的な支援計画に基づき日常生活スキルに関する支援を提供し、子どもたちの状態改善をはかります。

また、ご家庭のご都合等で必要な時には短期入所による支援も行います。
対象 原則18歳未満の主に自閉症の子ども
定員 入所：27名 短期入所：5名



ひまわり整肢園 (医療型児童発達支援センター)

親子で通園し、保育やリハビリテーション(理学・作業・言語療法)など総合的な早期療育を行っています。

また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行っていきます。
対象 就学前の主に肢体不自由のある子ども
定員 通所30名



みかほ整肢園 (医療型児童発達支援センター)

ひまわり整肢園同様に、親子で通園し、総合的な療育と、各種相談支援を行っています。(令和2年4月1日より施設管理者による管理を行っています)

所在地 札幌市東区北17条東5丁目2-1
(地下鉄東豊線 東区役所前駅から徒歩約12分)
電話 011-731-5674
対象 就学前の主に肢体不自由のある子ども
定員 通所40名



相互連携により、市内関係機関の支援体制の向上をめざします

必要に応じて、関係機関と協力し支援を行います

医療・保健・福祉・教育等関係機関

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	8		
支出年月日	2025年 5月 30日		
項目 (該当項目に○をつけてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費		
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>ご利用日付 : 2025年-5月30日</p> <p>取引内容 : 乗車券類 金 250円</p> <p>伝票番号 : 18512</p> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存してください ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">芦屋駅 02号機発行 阪神電気鉄道株式会社</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>ご利用日付 : 2025年-5月30日</p> <p>取引内容 : 乗車券類 金 250円</p> <p>伝票番号 : 16332</p> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存してください ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">元町駅 11号機発行 阪神電気鉄道株式会社</p> </td> </tr> </table>		<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>ご利用日付 : 2025年-5月30日</p> <p>取引内容 : 乗車券類 金 250円</p> <p>伝票番号 : 18512</p> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存してください ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">芦屋駅 02号機発行 阪神電気鉄道株式会社</p>	<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>ご利用日付 : 2025年-5月30日</p> <p>取引内容 : 乗車券類 金 250円</p> <p>伝票番号 : 16332</p> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存してください ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">元町駅 11号機発行 阪神電気鉄道株式会社</p>
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>ご利用日付 : 2025年-5月30日</p> <p>取引内容 : 乗車券類 金 250円</p> <p>伝票番号 : 18512</p> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存してください ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">芦屋駅 02号機発行 阪神電気鉄道株式会社</p>	<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>ご利用日付 : 2025年-5月30日</p> <p>取引内容 : 乗車券類 金 250円</p> <p>伝票番号 : 16332</p> <p style="font-size: small;">この領収書は大切に保存してください ご利用ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">元町駅 11号機発行 阪神電気鉄道株式会社</p>		
充当内容 (按分の計算方法)	兵庫県災害対策センターで兵庫県防災対策調査 視察交通費 500		
その他			

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

2025年5月30日金曜日 兵庫県災害対策センター視察 現場写真



兵庫県の防災について

2025年5月30日

兵庫県危機管理部災害対策課 課長 陰山 暁介

兵庫県危機管理部総務課

自己紹介

陰山 暁介(かげやま ぎょうすけ)

兵庫県赤穂市出身

- | | | |
|-------|----------------------------|--------------------|
| 平成 5年 | 兵庫県入庁
総務部税務課、病院局管理課等勤務 | 平成7年1月 阪神・淡路大震災 |
| 平成17年 | 企画管理部防災企画局防災計画課勤務 | 平成17年4月 JR福知山線列車事故 |
| 22年 | 自衛隊派遣(中部方面総監部総務部地域連絡調整課勤務) | 平成23年3月 東日本大震災 |
| 24年 | 企画県民部防災企画局広域企画室広域調整係長 | |
| 26年 | 〃 災害対策局災害対策課主幹 | |
| 27年 | 〃 災害対策局災害対策課防災・危機管理班長 | 平成28年4月 熊本地震 |
| 29年 | 総務省消防庁派遣(国民保護・防災部震災対策専門官) | 平成30年7月 西日本豪雨 |
| 31年 | 企画県民部災害対策局災害対策課防災情報班長 | 令和元年10月 東日本台風 |
| 令和 4年 | 〃 災害対策局災害対策課副課長 | |
| 5年 | 危機管理部防災支援課広域防災官 | 令和6年1月 能登半島地震 |
| 6年 | 現職 | |

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	9
支出年月日	2025年7月8日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;"> 芦屋市議会議員 中村 亮介 様 2025年7月8日 </p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">★ ¥ 6,720 -</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;"> 但 6/6~18 大東本誌スティング料 @ 6/9 × 1,400部 × 80円 = 6720 (1枚換会から20枚換) </p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">上記正に領収いたしました</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <p style="text-align: center; font-size: 0.7em;">登録番号</p> </div>	
内 訳	
10% (税込・税抜) 金額	消費税額等
8% (税込・税抜) 金額	消費税額等
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書スティング料(大東町分) @ 6/9 × 1,400部 × 80円(税別) = ¥6,720
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

2025年 春

VOL.12

発行：会派に属しない議員
(中村 亮介)

芦屋市精道町7番6号
本庁舎南館 3F
会派に属しない議員控室
TEL・FAX：0797-35-1340

芦屋市政

中村 亮介

なかむら しょうすけ



1.
高島市長の施政に
対する基本的な
考え方は？

2.
こども医療費の
無償化はどうなった？
令和5年4月統一選公約
▼
令和6年7月から
対象範囲拡充

3.
産後ケア事業は
どうなった？
令和5年4月統一選公約
▼
令和6年4月から
対象範囲拡充

4.
芸術文化活動に
取り組んでいる若い
市民プロデューサー
支援はどうなった？

5.
小規模保育事業の
運用は変わった？

この2年間、議会で
訴えてきたものは
これだ！

(2023年度版)

6.
宮川小学校の通学路の
安全対策は前に進んだ？
集団登校はどうなったの？

7.
街路樹等包括管理業務
で何が変わった？

8.
原油価格・物価高騰
等に対して市は
どう考えてるの？

9.
JR芦屋駅北側の
「駅前通り」の駐停車禁止
区域はどうなるの？

10.
国道43号線若宮歩道橋
エレベーター整備
その他の工事は
どうなったの？

NEXT OPEN

令和5年6月20日火曜日6月議会一般質問

1 施政の基本方針に対する考え方について

いとう前市長の令和5年3月議会の施政方針説明で掲げられていた施政の基本方針3つの視点を取り上げ、高島市長のもと新たな組織体制でどのように理解されているのかをお尋ねしました。

施政の基本方針の2つ目「組織のスリム化を進めること」に対しては、人口減少社会に入り、生産年齢人口も減少していく中、今後の組織運営を考えた時、庁内で類似した業務がある程度まとめて統合し、少ない職員でも仕事ができる体制につくり変えていくことが今後求められている。但し、職員数を減らしたいため、市民サービスの低下を招いてしまつては本末転倒になってしまうので、各職場の状況を把握しながら、組織を少しずつ動かして簡素化し、時代になじまなくなつてしまつた事業に関しても、勇気をもつて廃止するなど考えていきたいとの説明がありました。

続いて、市は民間に公の仕事の一部を委託しているのですが、委託に対する考えを尋ねたところ、高島体制に変わったので、しっかり検証をした上で、改善が必要な事業については、委託している民間事業者と協議をし、委託事業を継続していくために、課題を解決していく方向で進めていきたいと思つています。なお、過去に一度、民間委託を継続するよりも、市が直接運営した方がいいと判断し、再び市の直営事業に戻したこともありまふとの考えも示されました。

最後に、施政の基本方針の3つ目「社会増を目指す」ことに対しては、社会増を目指しながら、将来見込まれている市の人口減少の度合いを緩和させていく一方、自然増を見込むためには、子育て支援施策の充実

1つの判断材料になると思うので、若い世代に…
でいただき、住んでいただき、出産もしていただく流れをつくつていきたいとの考えが述べられました。

2 乳幼児等・子ども医療助成制度に対する市の考え方について

令和3年12月8日と令和4年12月8日に「乳幼児等・子ども医療費助成制度に対する市の考え方について」質疑をさせていただきました。

本市において採用されている乳幼児等・子ども医療費助成制度は、生まれた日から中学校3年生までを対象とし、0歳児のみ所得制限なしで、外来通院・入院ともに自己負担なしで全額助成されます。その一方、対象となる1歳児から中学校3年生のうち、ある特定の世帯を構成している保護者、扶養義務者個々それぞれについて判定をし、いずれもが市町村民税所得割額23万5,000円未満であれば、外来通院・入院ともに自己負担なしで全額助成されます。

中村の過去の質疑で、芦屋市にお住まいの方の世帯平均年収はおよそ650万円、全国平均がおよそ500万円なので、世帯平均年収は全国平均よりも150万円程多く、他の標準的な自治体のおよそ1.3倍であるという民間企業の調査結果を示し、乳幼児等・子ども医療費助成制度の無償化の対象とならない方が、他の標準的な自治体と比較しても多いのではないかと訴えておりました。市からは、平均収入・所得が全国的にも高い自治体であるという特性を認識した上で、乳幼児等・子ども医療費助成制度の対象となる市内全体のこどものうち、医療費が無償化になつている方は、市内全体のおよそ6割という状況であるとの説明を受けました。

また、私からは、仮に、こどもが病気や怪我に頻繁になりやすい1歳児から小学校6年生まで所得制限

を一律に撤廃した場合、どのくらい予算がかかるのかを質問し、当時の試算では、およそ1億6,000万円の追加予算で実施でき、無償化の対象はおよそ3,800人増え、子ども医療費の無償化の対象者の割合は約89%になりますとの答弁をいただきました。一方で、子ども医療費の無償化の対象として、課税標準額で400万円以上、給与収入等であれば700万円以上ある方、また、共稼ぎにより世帯でそれを超える収入・所得を得ておられる御家庭には、市として、財源を留意してまで無償化の支援をすることは、現状では全く考えていないと当時の担当部長から答弁も頂いておりました。

そこで、高島市長のもと新たな組織体制での市の考え方をお尋ねし、現在、子ども医療費無償化の拡充対象の範囲や実施手法、予算措置を慎重に検討しており、令和6年度から制度の拡充を進められるよう取り組んでいますとの答弁があり、詳細な質疑を行いました。



中村から、高島市長が発刊されたまちづくり政策提案集には、18歳まで子ども医療費の無償化を所得制限なしで行うとされておりました。なぜその方法で実施するべきなのか、そこには理由や思いがあるので質問をし、当時の担当部長からは、市長のお考えは、子育て支援策の1つとして、所得制限を見直し、撤廃

する方針で、年齢についても18歳まで行うというこ
とです。近隣市を見ても、18歳までの拡充が進んで
いること、所得制限の撤廃も進んでいること、また、
一部負担金をいただいている自治体、いただかない
自治体、さらには、低所得者についても一部負担金
をいただいている自治体、いただかない自治体など、
概ねこのような観点から本市も整理をしていくべき
ではないかと考えておりますとの答弁がありました。

続けて中村からは、小学校6年生ぐらいまでが病
気や怪我をしやすいから、12歳まで一部負担金など
いただかずに通院・入院に関わらず所得制限を完全
に撤廃をし、市外受診も含めてこれも医療費助成の
無償化の範囲を拡充すべきではないかとこれまで議
会で訴えてきたことを例に挙げ、対象となる年齢の
ことも全てに医療費の無償化のサービスが行き届く
べきで、所得制限の上限を引き上げるやり方であら
ば、制限を1円超えた、越えないでサービスを受けら
れる、受けられないことに分断が生じてしまうこと自
体よくないの思いも伝えさせていただきました。

〔中村亮介令和5年4月統一選公約達成〕
令和6年7月から対象範囲拡充
（令和6年7月からの芦屋市でのことも医療費の
無償化の拡充内容）

従前から0歳児は入院・通院問わず完全無償
化のため、1歳から18歳まで所得制限を撤廃し無
償化。

但し、1歳から15歳までは従前の所得制限を超
えた方に限り、通院につき一部負担金を徴収、入院
については所得関係なく完全に無償化。16歳から
18歳までは、所得制限はないが、通院につき一部負
担金を徴収し、入院については完全に無償化。

通院・入院ともに市外受診も含めてこれも医療
費助成の無償化の範囲が拡充された。



3 芦屋市産後ケア事業に対する市の考え方について

芦屋市では、お母さんと赤ちゃんの体調などにあ
わせて、母体の健康管理・心理面に関するケア・乳
房マッサージや、乳房ケアの指導・授乳や沐浴及び
スキンケアなど育児技術の相談・指導、自宅に戻っ
てからの育児及び生活に関する相談・指導、食事の
提供や母親の休息時間の提供、乳児の発育・発達の
確認といったケアを市内にお住いの出産退院後のお
母さんと生後4か月の赤ちゃんを対象に、市内施設
等で宿泊型や通所型により心身のケアを受けること
ができます。市の行っている現在の産後ケア事業に
ついて市長からは、産後ケアに関する現状の課題を
踏まえ、今後、幅広く市民が利用できるよりよい制
度になるよう研究していくとの答弁があり、その後、
具体的な質疑を行いました。

中村からは、近隣他市の状況も踏まえて、他市で
の傾向などを質問し、当時の担当部長から、産後ケ
ア事業は、令和2年度から近隣他市でも同時期に始
まり、利用料金についても、同水準で開始しましたが、
最近、近隣他市では値下げが行われていますとの説
を受けました。

さらに中村からは、芦屋市の隣の神戸市、西宮市
においては、産後ケア事業の利用対象を市内にお住
いのお母さんと生後1歳未満の赤ちゃんとし、宿泊
型と通所型だけではなく、助産師などが家庭に訪問
する訪問型も取り入れて実施していることを例に挙
げ、産後ケア事業が幅広く市民が利用できるような制
度にするため、今後、市としてどのように考えていく
のかを質問させていただき、当時の担当部長からは、
今後、市民に利用しやすいように、わかりやすく整
理していきたいと思いますとの答弁がありました。

また、当時の芦屋市で実施している助産師ケアは、
国と県から助成を得て実施しているお困りのご家庭の
ための無償の育児支援家庭訪問事業のため、定められ
ている4つの要件全てに該当しなければ利用できない
ことの説明も受けた上で、中村からは、今後の産後ケ
ア事業のあり方としては、授乳の終わる目安と言われ
ている生後1年以内の赤ちゃんまでを対象とするべく
年齢要件を緩和し、国と県からの助成を得て行われ
ている育児支援家庭訪問事業は、お困りのご家庭のため
の無償事業であり、産後ケア事業の訪問型の例外なの
で、宿泊型と通所型だけではなく、どなたでも困った
ら助産師の訪問ケアを受けられるよう訪問型も産後ケ
アの類型に新たに加え、利用しやすい制度を目指して
いただきたいと訴えました。

〔令和5年4月統一選公約達成〕

令和6年4月から対象範囲拡充
（令和6年4月からの産後ケア事業の拡充内容）

産後ケア事業の利用対象を、市内にお住いの出
産退院後のお母さんと生後4か月の赤ちゃんから
市内にお住いのお母さんと生後1歳未満の赤ちゃん
に対象範囲を広げ、宿泊型と通所型だけでなく、
助産師などが家庭に訪問する訪問型も取り入れて
実施をし、また近隣他市の状況も踏まえて、利用
料金について引き下げが行われました。

令和5年9月7日木曜日9月議会一般質問

4 これからの芦屋にふさわしい芸術文化活動を促進するための事業の在り方について

芦屋夢ステージは、芦屋にふさわしい芸術文化活動を促進していく、また、若い市民プロデューサーを育成していく目的で、スタートしました。主催者側である市民センター内部から費用対効果を疑問視する声が上がっており、令和2年度から予算措置がなくなりまして。

芸術文化活動に取り組んでおられる若いプロデューサーの皆様は、大きな舞台での公演活動を行うため、自ら教室を営むなど汗を流してお金を稼ぎ、資金が不足している場合には、国や自治体、また民間団体やクラウドファンディングに頼りながら運営を行っている方が多く、社会としてサポートをし、育てていかなければいけないのが現実です。

芦屋夢ステージについて、当時の教育長からは、市民会館文化事業として、芦屋を拠点に市民の新鮮な発想を舞台芸術活動に生かす文化プロデューサーを育成するため、平成21年度から実施をし、団体への助成金は、平成21年度から平成29年度までは限度額が100万円、平成30年度と令和元年度は限度額80万円、事業開始から10年経ち、芸術文化プロデューサーを育成する役割は終えたかと判断し、令和元年度をもって事業を終了しましたとの説明を受けたところから質疑が始まり、中村からは、芸術文化活動に費用を投じたからといって、すぐに効果が現れる分野ではないので、芸術文化を大切にすることがあれば我慢をし、継続することが適切だったのではないかと訴えました。

【中村の課題認識】

若い芸術文化プロデューサーを育成する活動を中心として芸術文化活動の発展に対して、芦屋市からの理解が得られるよう今後も働きかけを行ってまいります。

小規模保育事業の柔軟な運用の在り方について

小規模保育事業は、現在、児童福祉法上、原則、保育を必要とする0歳から2歳までの乳児・幼児の保育を行う事業とされており、国家戦略特別地域においては、保育を必要とする0歳から2歳までの乳児・幼児を対象とする小規模保育事業について、事業者の判断により、その対象年齢を0歳から5歳までの間で柔軟に定めることが可能となっております。

今回、令和5年4月21日付で、こども家庭庁成育局長から全国の自治体に向けて、「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」とし、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、全国の3歳未満の乳児・幼児の保育を対象とする小規模保育事業において、満3歳以上の幼児を受け入れることについて、市町村が地域の保育ニーズに応じて柔軟に判断できるとの通知が発出されました。

そこで、こども家庭庁からの「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」の内容についてお尋ねをしました。

中村からは、これまで3歳以上の児童の発達において、集団での保育の重要性が認識されていたのに、今回なぜ変化が生じたのか質問をし、当時の担当部長は、以前から3歳になった時に転園しなければいけないとお声や、3歳以上になって集団生活に馴染めるかどうか不安があるというお声も頂いておりましたので、その声に今後、柔軟に対応できるようにするためと考えておりますと説明があり、続けて、今回の通知に関して、適切に配慮・工夫を行うべき点に気をつけながら、保育ニーズに柔軟に対応できるように活用させていただきたいとの答弁がありました。

6 宮川小学校通学路・宮川歩道橋南側歩道の安全対策について

宮川小学校の北西に位置し、国道43号線にかかっている宮川歩道橋は、宮川小学校区の若宮町、宮川町、打出小植町、宮塚町の4町の児童が、午前8時から8時20分頃に北方向から南方向に通学します。

宮川歩道橋南側歩道周辺は、通勤・通学時間帯と重なり、特に東から西に走行する自転車は、宮川歩道橋南側階段から下りてくる児童等歩行者の死角になり、接近するまで目視できないため減速できず、接触事故が懸念されている状況が続いています。

これまで宮川歩道橋南側階段周辺では、5か所の注意喚起看板を設置していただいておりますが、相互に機能しながら安全性が高まっているとは、言い難い状況です。

そこで、宮川歩道橋南側歩道中心部に、東から西に走行する自転車を減速させるラバーポールを設置する等安全対策が必要であるとの認識から質問させていただきます。市長からは、この場所については現地の状況



から、以前より安全対策が求められており、必要性を認識していたので、道路管理者である国と連携をし、対策を行っており、具体的には、自転車と階段を下りる歩行者との接触を避ける門型のラバーポールや、注意喚起の看板を設置していますが、引き続き、必要な対策を国に働きかけていきますと答弁をいただき、質疑が始まりました。

中村から、東から西に走行する自転車を減速させるため、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを追加で設置するよう通学路安全点検を通して、国に要望していただくことになっていたので質問をし、当時の担当部長からは、令和5年6月8日に国に要望を行い、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを設置しても、想定している効果が見込めないとの回答であったとの答弁があり、それを受けて中村からは、国と市が、別の看板を違う時期に設置しているの、国と調整をし、5か所の注意喚起看板を相互に機能するよう再配置していただきたいと質問をし、今回も危険だというお話を中村議員からいただきましたので、5か所の注意喚起看板を相互に機能するよう再配置することも踏まえて、引き続き、国に働きかけをしていきたいと思っておりますと当時の担当部長から説明していただきました。

〔中村より改善報告〕

令和5年10月26日木曜日に、宮川小学校敷地内の北西部の植栽における「危ない、自転車事故多し！歩行者に注意！」看板を、当時の地元の保護者の皆様と担当課長も含めた職員の方と話し合いを行い、以前よりも25センチ高くしていただき、看板周辺のシャリンバイも手入れをしてもらい、以前より見やすくしていただきましたが、引き続き、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを追加で設置するなどの対策を求めてまいります。



6 宮川小学校の自由登校について

宮川小学校は、令和5年度2学期から、これまでの集団登校から自由登校に変更されました。登校班の上級生による下級生の引率効果が失われてしまうと、安全へのマイナスイメージになると考えたので、市の考えと、集団登校から自由登校に変更した理由を尋ねました。

当時の教育長からは、今回の登校方法の変更に関しては、基本的に、地域・保護者、時に実際に通っている子どもたち、特に上級生の声を聞きながら学校長の判断で決められたものであることや、自由登校に変更されるまでの経緯について説明を受けました。

それに対して中村からは、仮に、自由登校よりも集団登校の方がよかったと学校側に認識変更があれば、再び切り替えていただける理解でいいのかを尋ね、学校側は試行期間ですので、2学期、3学期と特に問題がなかったとしても、令和6年度1学期は集団登校という形を取りますとの説明を受け、さらに、登校の基本は、地域の方、保護者の方としつかりお話をした上で決めていくものだと思います。時の教育長から答弁がありました。

7 街路樹等包括管理業務について

芦屋市は、街路樹等包括管理業務を実施し、市内事業者を中心として、令和4年4月から令和7年3月までの3年間業務を委託しています。予算金額の中には、維持管理業務等に関わる総括責任者が各施設の維持管理や剪定等に関わる事務処理、日常の苦情等への対応のほか、維持管理に関わるさらなる効率化の提案など、市に代わって業務全体をマネジメントする経費が加算されています。

そこで、この街路樹等包括管理業務について、市が直営していた時と比べて、当初見込まれていた4つの導入効果である民間技術力の導入による街路樹等維持管理業務の改善及び向上、民間事業者の迅速な現場対応による市民サービスの向上、施設管理の長期一元化による事務作業の効率化、従来経費の縮減が図られたのかを尋ね、市長からは、当該管理業務は、業務要求水準等に基づき管理をしており、ここに長期的な視点が加わることににより、さらなる業務改善や質の向上が期待でき、市民サービスの向上については、包括管理業務の管理センターが市民からの要望を直接受けるため、迅速な現場対応が可能なようになっていて、事務の効率化は、導入前は年間約120件あった契約事務が一本化されたことにより、市職員が注力すべき政策的業務等に集中して取り組むことができ、従来経費についても削減されていますとの答弁の後に、詳細な質疑に進みました。

中村からは、令和3年8月31日の建設公営企業常任委員会での説明を受けた際、電線や電柱等に枝が当たらないように、信号や標識・照明を隠さないように、車や歩行者などの支障にならないように、定期的な剪定により樹形を整え、目標とする樹形に近づけ、また、沿道の民地などに飛び出した枝は剪定伐採しますと示された5つの樹木の伐採・除草ルール

を示しました。その上で、このルールに基づいて剪定が行われているかどうかを当時の担当部長に尋ね、宮川小学校西側の南北道路の樹木が電柱・電線を覆い、防災倉庫前の側溝は、葉っぱが埋め尽くしている状態で、夜になればライトに木々の葉が覆いかぶさっていることから、遮光して危険な状況であることを写真で示し、次に、稲荷山線と国道2号線が交わる楠町交差点の信号機に、樹木が覆いかぶさって見えなくなっている状況も写真で示し、樹木の伐採や除草ルールが守られているのかどうかと尋ね、当時の担当部長は、剪定してから次に剪定するまでの間、気候変動の状況により、成長の度合いも異なり、電柱・電線、照明にかかってくる場合もあり、どうしても満足いただけるところもありますが、今回、街路樹等包括管理という手法により工夫して管理していけるのではないかと取り入れましたので、今後満足いただけない部分に関しては、努めて配慮していきたいとの答弁がありました。

【中村より改善報告】
宮川小学校西側の南北道路の樹木が電柱・電線を覆い、防災倉庫前の側溝は、葉っぱが埋め尽くしている状態で、夜になればライトに木々の葉が覆いかぶさり、遮光して危険な状況は、すぐに対応していただき、さらに、地元自治会の了承を得た上で、芦屋市道路公園課に令和6年10月15日火曜日と10月16日水曜日の2日間で宮川小学校西側の南北道路の樹木の数を減らすための作業をしていただきました。
また、稲荷山線と国道2号線が交わる楠町の交差点の信号機に樹木が覆いかぶさる見えないうちにもすぐ対応していただき、当該原因の樹木についても抜く作業をしていただきました。

【中村の課題認識】
街路樹等包括管理業務は、市内造園事業者を中心として、令和4年4月から令和7年3月末までの3年間の業務委託を終えようとしています。令和7年4月から新たに道路及び公園施設と街路樹・植栽なども含めた相当な事業規模での包括管理が始まるに際して、令和7年3月18日火曜日開催された予算特別委員会では、「市内事業者と十分な連携を図りながら、適切な道路及び公園施設等の維持管理業務が執行されるよう求める。」付帯決議が可決されました。従前、街路樹等の包括管理をしていたいたしていた市内を熟知している造園組合の皆様を中心とする市内事業者と十分な連携を図りながら、適切な道路及び公園施設の等の維持管理業務が今後とも執行されることを強く求めてまいります。

令和六年度
第四十九回公演
新舞踊大会
十三時開演 (十二時三十分開場)
主催 芦屋市市民舞踊協議会
共催 芦屋市・芦屋市教育委員会



令和5年12月13日水曜日12月議会一般質問
8 原油価格・物価高騰等に対する市の考え方について

原油価格・物価高騰等に対する市の考え方を尋ねました。

まず、芦屋市では、国及び県が、原油価格・物価高騰等対策の予算枠で、その都度どのような支援を行っているのか精査をした上で、支援の枠組みに当てはまらない方で、物価高騰等で生活にかなりお困りになられている方を支援していこうという考えであると当時の担当部長から説明を受けました。

中村からは、国や県が行っている原油価格・物価高騰等対策が不十分であれば、その足りない支援を緊急的に芦屋市民に実施する必要がある場合、市の独自財源を使用してでも支援する覚悟はあるのかと質問をし、市長からは、財源の問題はありますが、地方公共団体・地方自治体は、市民に最も身近な自治体です。最も身近なところで事業者も含めて支えていくことは、当然の責務であると考えていますとの説明がありました。

最後に中村から、5年前の春、コロナ禍における市民生活に対する影響の大きさを考えて、市がおよそ3.5億円を投じ、官公庁を除くすべての世帯、事業者に対して、半年間の水道・下水道の基本料金を免除する事業を行ったことを例として挙げ、長引く原油価格・物価高騰等に対する対策については、国からの交付金等も活用しながら、生活者だけでなく、事業者にとっても下支え効果がある対策を、1回だけでなく、数回に分けて行う方が効果的であるとのお見解をお伝えしました。

9 JR芦屋駅北側の通称「駅前通り」の駐停車禁止区域について

JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域は、足腰の弱いお年寄りや、車椅子を利用されているなど身体の不自由な方、妊婦や小さなお子様を連れて移動している方など、JR芦屋駅北側へすぐにアクセスしたい理由を抱えた方が、タクシー等を利用し、停車位置として昔から利用されてきました。そこで、JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域については、兵庫県警と相談した上で一部指定除外することはできないのか等、市の考えを尋ねました。

まず、市長からは、JR芦屋駅北側「駅前通り」は、兵庫県公安委員会が令和2年3月から駐停車禁止区域に指定しており、この区域は物理的に停車スペースがないため、安全性の観点から、タクシー等を一部指定除外することは難しいとの説明を受け、さらに、当時の担当部長からは、JR芦屋駅北側「駅前通り」は、バス乗り場がたくさんある中で、一般車の違法駐車も散見され、危険な状態が続いていたので、駐停車禁止にし、その代替案として、ホテル竹園南西ロータリーに駐車スペースを9台設けましたとの答弁がありました。

中村からは、ホテル竹園南西ロータリーからJR芦屋駅にアクセスするには、身体の不自由な方、妊婦や小さなお子様を連れて移動している方からは少し距離があり、不便であるとお伺いしていたことを伝え、タクシー等社会福祉の観点から必要な車両について、一部指定除外することが難しいのであれば、JR芦屋駅に程近い北側の場所に停車場を設けてもらうことはできないのかお尋ねし、当時の担当部長からは、スペースがあれば工夫することは可能と思いますとし、JR芦屋駅南口再開発事業にあわせ

て、南口バスロータリーの整備を予定しており、一部北側のバス乗り場を南に整理する中で、北側にスペースも出てくるとは思いますが、まだ時間はかかると思いますとの説明がありました。

【中村の課題認識】
引き続き、JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域に対するタクシー等社会福祉車両の一部指定除外、もしくは、JR芦屋駅に程近い北側の場所に停車場を設けることを求めてまいります。



10 国道43号線若宮歩道橋昇降施設整備
その他の工事について

令和4年度から行われていた国道43号線若宮歩道橋エレベーター設置その他の工事は、令和5年3月末をもって一旦止まってしまい、令和5年11月末に作業が再開されました。

そこで、令和5年3月末をもって一旦止まっていた工事の経緯について質問をしました。



市長からは、管理者である兵庫県道事務所を確認したところ、令和4年度における南側エレベーター設置工事中に、植栽帯の地下に埋設物が見つかり、当初の設置位置を変更する必要が生じたため、エレベーター設置工事の完了は、令和5年度末を予定しており、南側歩道橋のスロープの復旧は、エレベーター設置後の工事になると確認していますと説明を受けました。(※令和6年3月末をもってエレベーター設置工事は完了済。)

続いて、中村から当時の担当部長との質疑の中で、令和6年4月以降にエレベーターが供用開始予定であることを確認し、南側歩道橋に新たなスロープが設置される時期について質問しました。

当時の担当部長からは、当初スロープを切り取る予定ではなかったため、エレベーター設置事業者以外の事業者を選定し、新たなスロープ設置工事を発注しないといけないので、令和7年3月末までに完成予定とのことですが、兵庫県道事務所には追って聞き取りをしていきますとの説明を受けました。

その後中村から、頻繁に人の往来のある場所なので、国や県が大規模な工事をしている以上、市もしっかりと工事の進捗を確認すべきであり、今後、近隣住民に対する工事の現状に関する周知はしっかりと届けるようにしていただきたいと要望致しました。

【中村の課題認識】
新たなスロープ設置工事については、令和7年3月末までに完成予定とのことだったの今後とも工事の進捗を注視していきます。



なかむら りょうすけ
中村 亮介



◀ホームページ

生年月日
昭和54年5月6日生まれ

学歴
芦屋市立小椋幼稚園
芦屋市立打出浜小学校
関西学院中学部(運動部部長)
関西学院高等部(硬式野球部 副主将)
関西学院大学商学部(平松一夫ゼミ)
関西学院会計専門職大学院
(アカウンティングスクール)

経歴等
芦屋市議会議員(現職)
関西学院中学部同窓会46期生幹事
芦屋市民民謡・新舞踏協会 会長
一般社団法人神戸青年会議所 特別会員
清掃事業 代表
特別非営利活動法人 日本防災士機構 防災士
西蔵町自治会 防災担当役員
西蔵町 自主防災・防犯会 会長

駅周辺での朝の市政街頭報告

令和5年4月24日月曜日
から
令和7年3月17日月曜日まで

- ・ 阪神打出駅南側国道43号線付近 14回
 - ・ JR芦屋駅南側国道2号線付近 15回
 - ・ JR芦屋駅北側ミスタードナツ前 15回
 - ・ 阪神芦屋駅南側市役所北東部 13回
 - ・ 阪急芦屋川駅南側月若公園前 12回
- 合計69回



防災活動



【地元の西蔵町での防災活動】

- 令和5年度並びに令和6年度
- ・ 西蔵町自治会の防災担当役員として
⇒原則毎月第一土曜日の班長会にて作成した防災会報を配布・説明
 - ・ 西蔵町自主防災・防犯会の会長として
⇒原則2か月に1回の防災会議を含めた自主防災活動を実施
⇒原則3か月に1回の宮川小学校地域の防災代表者会議に出席

【令和5年度自主防災会の主な防災イベント】

- 令和5年11月26日 日曜日
- ・ 西蔵地区集会所において、西蔵町自主防災・防災会主催でレトルトカレーの炊き出し訓練、水消火器訓練、テントの設営訓練等を行う。

【令和6年度自主防災会の主な防災イベント】

- 令和6年11月23日 土曜日
- 宮川小学校での浜町との合同防災訓練を以下、実施。
- ・ 自助を学ぶ：消火訓練・煙体験・ガスパワー発電機体験
 - ・ 共助を学ぶ：AED体験・簡易担架体験・車椅子体験・リヤカー搬送
 - ・ 公助を学ぶ：簡易トイレ・防災安全課チラシ配布
 - ・ 県立芦屋との防災食訓練(ポリ袋調理)

令和5年5月から令和7年3月までの議会役員・所属委員会や会議について

【議会役員】

令和6年5月から令和7年4月まで(予定) 阪神水道企業団議会議員

【所属委員会】

令和5年5月から令和6年4月まで 総務常任委員会 副委員長
令和6年5月から令和7年4月まで(予定) 総務常任委員会 委員

【会議】

令和5年5月から令和6年4月まで 議会BCP検証検討会議 委員
令和5年5月から令和6年4月まで 議会報編集委員会 委員
令和5年5月から令和6年7月12日まで(会派を解散したため) 議会報告会準備会 委員

【超党派議員連盟】

令和5年5月から(現在進行中) 防災に関する政策を研究する会 メンバー
令和5年5月から(現在進行中) 芦屋市日台議員連盟 監査役



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	10								
支出年月日	2025年 7月 8日								
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費								
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)									
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <h3 style="text-align: center; background-color: #cccccc; margin: 0;">領 収 証</h3> <p style="margin: 5px 0;"> 宮崎市議会議員 中村 亮介 様 </p> <p style="margin: 5px 0; text-align: right;"> 2025年 7月 8日 </p> <hr style="border: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ★ ¥ 2,688 - </div> <p style="margin: 5px 0; font-size: 0.8em;"> 但 $\frac{6}{10} \sim \frac{6}{3}$ 宮崎町ホスティング代 $\textcircled{\text{6}} \times 560 \text{部} \times 80\% = 2688$ (20%は作務会が充当) </p> <p style="margin: 5px 0; font-size: 0.8em;">上記正に領収いたしました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 40%;"> <p>内 訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">10% (税込・税抜) 金額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">8% (税込・税抜) 金額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">登録番号</p> </div> </div> </div>		10% (税込・税抜) 金額	消費税額等	/		8% (税込・税抜) 金額	消費税額等	/	
10% (税込・税抜) 金額	消費税額等								
/									
8% (税込・税抜) 金額	消費税額等								
/									
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書ホスティング料(宮崎町分) $\textcircled{\text{6}} \times 560 \text{部} \times 80\% (\text{充当分}) = \text{¥} 2,688$								
その他									

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

2025年 春

VOL.12

発行：会派に属しない議員
(中村 亮介)

芦屋市精道町7番6号
本庁舎南館 3F
会派に属しない議員控室
TEL・FAX：0797-35-1340

芦屋市政

中村 亮介

なかむら しょうすけ



1.
高島市長の施政に
対する基本的な
考え方は？

2.
こども医療費の
無償化はどうなった？
令和5年4月統一選公約
↓
令和6年7月から
対象範囲拡充

3.
産後ケア事業は
どうなった？
令和5年4月統一選公約
↓
令和6年4月から
対象範囲拡充

4.
芸術文化活動に
取り組んでいる若い
市民プロデューサー
支援はどうなった？

5.
小規模保育事業の
運用は変わった？

この2年間、議会で
訴えてきたものは
これだ！

(2023年度版)

6.
宮川小学校の通学路の
安全対策は前に進んだ？
集団登校はどうなったの？

7.
街路樹等包括管理業務
で何が変わった？

8.
原油価格・物価高騰
等に対して市は
どう考えてるの？

9.
JR芦屋駅北側の
「駅前通り」の駐停車禁止
区域はどうなるの？

10.
国道43号線若宮歩道橋
エレベーター整備
その他の工事は
どうなったの？

← NEXT OPEN

令和5年6月20日火曜日6月議会一般質問

1 施政の基本方針に対する考え方について

いとう前市長の令和5年3月議会の施政方針説明で掲げられていた施政の基本方針3つの視点を取り上げ、高島市長のもと新たな組織体制でどのように理解されているのかをお尋ねしました。

施政の基本方針の2つ目「組織のスリム化を進めること」に対しては、人口減少社会に入り、生産年齢人口も減少していく中、今後の組織運営を考えた時、庁内で類似した業務をある程度まとめて統合し、少ない職員でも仕事ができる体制につくり変えていくことが今後求められている。但し、職員数を減らしたいがために、市民サービスの低下を招いてしまつては本末転倒になつてしまうので、各職場の状況を把握しながら、組織を少しずつ動かして簡素化し、時代になじまなくなつてしまつた事業に関しても、勇気をもつて廃止するなど考えていきたいとの説明がありました。

続いて、市は民間に公の仕事の一部を委託していることで、委託に対する考えを尋ねたところ、高島体制に変わったので、しっかり検証をした上で、改善が必要な事業については、委託している民間事業者と協議をし、委託事業を継続していくために、課題を解決していく方向で進めていきたいと思つています。なお、過去に一度、民間委託を継続するよりも、市が直接運営した方がいいと判断し、再び市の直営事業に戻したこともありまふとの考えも示されました。

最後に、施政の基本方針の3つ目「社会増を目指す」ことに対しては、社会増を目指しながら、将来見込まれている市の人口減少の度合いを緩和させていく一方、自然増を見込むためには、子育て支援施策の充実

1つの判断材料になると思うので、若い世代に…でいただき、住んでいただき、出産もしていただく流れをつくつていきたいとの考えが述べられました。

2 乳幼児等・こども医療費助成制度に対する市の考え方について

令和3年12月8日と令和4年12月8日に「乳幼児等・こども医療費助成制度に対する市の考え方について」質疑をさせていたいております。

本市において採用されている乳幼児等・こども医療費助成制度は、生まれた日から中学校3年生までを対象とし、0歳児のみ所得制限なしで、外来通院・入院ともに自己負担なしで全額助成されます。その一方、対象となる1歳児から中学校3年生のうち、ある特定の世帯を構成している保護者、扶養義務者個々それぞれについて判定をし、いずれもが市町村民税所得割額23万5,000円未満であれば、外来通院・入院ともに自己負担なしで全額助成されます。

中村の過去の質疑で、芦屋市にお住まいの方の世帯平均年収はおよそ650万円、全国平均がおよそ500万円なので、世帯平均年収は全国平均よりも150万円程多く、他の標準的な自治体のおよそ1.3倍であるという民間企業の調査結果を示し、乳幼児等・こども医療費助成制度の無償化の対象とならない方が、他の標準的な自治体と比較しても多いのではないかと訴えておりました。市からは、平均収入ではないかと認めた上で、市からは、平均収入・所得が全国的にも高い自治体であるという特性を認識した上で、乳幼児等・こども医療費助成制度の対象となる市内全体のこどものうち、医療費が無償化になつている方は、市内全体のおよそ6割という状況であるとの説明を受けました。

また、私からは、仮に、こどもが病気や怪我に頻繁になりやすい1歳児から小学校6年生まで所得制限

を一律に撤廃した場合、どのくらい予算がかかるのかを質問し、当時の試算では、およそ1億6,000万円の追加予算で実施でき、無償化の対象はおよそ3,800人増え、こども医療費の無償化の対象者の割合は約89%になりますとの答弁をいただきました。一方で、子ども医療費の無償化の対象として、課税標準額で400万円以上、給与収入等であれば700万円以上ある方、また、共稼ぎにより世帯でそれを超える収入・所得を得ておられる御家庭には、市として、財源を留意してまで無償化の支援をすることは、現状では全く考えていないと当時の担当部長から答弁も頂いております。

そこで、高島市長のもと新たな組織体制での市の考え方を尋ねし、現在、こども医療費無償化の拡充対象の範囲や実施手法、予算措置を慎重に検討しており、令和6年度から制度の拡充を進められるよう取り組んでいますとの答弁があり、詳細な質疑を行いました。



中村から、高島市長が発刊されたまちづくり政策提案集には、18歳までこども医療費の無償化を所得制限なしで行うとされておりました。なぜその方法で実施するべきなのか、そこには理由や思いがあるのか、質問をし、当時の担当部長からは、市長のお考えは、子育て支援策の1つとして、所得制限を見直し、撤廃

する方針で、年齢についても18歳まで行うというこ
とです。近隣市を見ても、18歳までの拡充が進んで
いること、所得制限の撤廃も進んでいること、また、
一部負担金をいただいている自治体、いただかない
自治体、さらには、低所得者についても一部負担金
をいただいている自治体、いただかない自治体など、
概ねこのような観点から本市も整理をしていくべき
ではないかと考えておりますとの答弁がありました。

続けて中村からは、小学校6年生ぐらいまでが病
気や怪我をしやすいため、12歳まで一部負担金など
いただかずに通院・入院に関わらず所得制限を完全
に撤廃をし、市外受診も含めて子ども医療費助成の
無償化の範囲を拡充すべきではないかとこれまで議
会で訴えてきたことを例に挙げ、対象となる年齢の
子ども全てに医療費の無償化のサービスが行き届く
べきで、所得制限の上限を引き上げるやり方であれ
ば、制限を1円超えた、越えないでサービスを受けら
れる、受けられないことに分断が生じてしまうこと自
体よくないと思ひも伝えさせていただきました。

【中村亮介令和5年4月統一選公約達成】

令和6年7月から対象範囲拡充

（令和6年7月からの芦屋市での子ども医療費の
無償化の拡充内容）

従前から1歳児は入院・通院問わず完全無償
化のため、1歳から18歳まで所得制限を撤廃し無
償化。

但し、1歳から15歳までは従前の所得制限を超
えた方に限り、通院につき一部負担金を徴収、入院
については所得関係なく完全に無償化。16歳から
18歳までは、所得制限はないが、通院につき一部負
担金を徴収し、入院については完全に無償化。

通院・入院ともに市外受診も含めて子ども医療
費助成の無償化の範囲が拡充された。



3 芦屋市産後ケア事業に対する市の考え方について

芦屋市では、お母さんと赤ちゃんの体調などにあ
わせて、母体の健康管理・心理面に関するケア・乳
房マッサージや、乳房ケアの指導・授乳や沐浴及び
スキンケアなど育児技術の相談・指導、自宅に戻っ
てからの育児及び生活に関する相談・指導、食事の
提供や母親の休息時間の提供、乳児の発育・発達の
確認といったケアを市内にお住いの出産退院後のお
母さんと生後4か月の赤ちゃんを対象に、市内施設
等で宿泊型や通所型により心身のケアを受けること
ができます。市の行っている現在の産後ケア事業に
ついて市長からは、産後ケアに関する現状の課題を
踏まえ、今後、幅広く市民が利用できるよりよい制
度になるよう研究していくとの答弁があり、その後、
具体的な質疑を行いました。

中村からは、近隣他市の状況も踏まえて、他市で
の傾向などを質問し、当時の担当部長から、産後ケ
ア事業は、令和2年度から近隣他市でも同時期に始
まり、利用料金についても、同水準で開始しましたが、
最近、近隣他市では値下げが行われていますとの説
明を受けました。

さらに中村からは、芦屋市の隣の神戸市、西宮市
においては、産後ケア事業の利用対象を市内にお住
いのお母さんと生後1歳未満の赤ちゃんとし、宿泊
型と通所型だけではなく、助産師などが家庭に訪問
する訪問型も取り入れて実施していることを例に挙
げ、産後ケア事業が幅広く市民が利用できるような制
度にするため、今後、市としてどのように考えていく
のかを質問させていただき、当時の担当部長からは、
今後、市民に利用しやすいように、わかりやすく整
理していきたいと思ひますとの答弁がありました。

また、当時の芦屋市で実施している助産師ケアは、
国と県から助成を得て実施しているお困りのご家庭の
ための無償の育児支援家庭訪問事業のため、定められ
ている4つの要件全てに該当しなければ利用できない
ことの説明も受けた上で、中村からは、今後の産後ケ
ア事業のあり方としては、授乳の終わる目安と言われ
ている生後1年以内の赤ちゃんまでを対象とするべく
年齢要件を緩和し、国と県からの助成を得て行われ
ている育児支援家庭訪問事業は、お困りのご家庭のため
の無償事業であり、産後ケア事業の訪問型の例外なの
で、宿泊型と通所型だけではなく、どなたでも困った
ら助産師の訪問ケアを受けられるよう訪問型も産後ケ
アの類型に新たに加え、利用しやすい制度を目指して
いた。だきたいと思ひました。

【令和5年4月統一選公約達成】

令和6年4月から対象範囲拡充

（令和6年4月からの産後ケア事業の拡充内容）

産後ケア事業の利用対象を、市内にお住いの出
産退院後のお母さんと生後4か月の赤ちゃんから
市内にお住いのお母さんと生後1歳未満の赤ちゃん
に対象範囲を広げ、宿泊型と通所型だけでなく、
助産師などが家庭に訪問する訪問型も取り入れて
実施をし、また近隣他市の状況も踏まえて、利用
料金について引き下げが行われました。

令和5年9月7日木曜日9月議会一般質問

4 これからの芦屋にふさわしい芸術文化活動を促進するための事業の在り方について

芦屋夢ステージは、芦屋にふさわしい芸術文化活動を促進していく、また、若い市民プロデューサーを育成していく目的で、スタートしました。主催者側である市民センター内部から費用対効果を疑問視する声が上がっており、令和2年度から予算措置がなくなりました。

芸術文化活動に取り組んでおられる若いプロデューサーの皆様は、大きな舞台での公演活動を行うため、自ら教室を営むなど汗を流してお金を稼ぎ、資金が不足している場合には、国や自治体、また民間団体やクラウドファンディングに頼りながら運営を行っている方が多く、社会としてサポートをし、育てていかなければいけないのが現実です。

芦屋夢ステージについて、当時の教育長からは、市民会館文化事業として、芦屋を拠点に市民の新鮮な発想を舞台芸術活動に生かす文化プロデューサーを育成するため、平成21年度から実施をし、団体への助成金は、平成21年度から平成29年度までは限度額が100万円、平成30年度と令和元年度は限度額80万円、事業開始から10年経ち、芸術文化プロデューサーを育成する役割は終えたと判断し、令和元年度をもって事業を終了しましたとの説明を受けたところから質疑が始まり、中村からは、芸術文化活動に費用を投じたからといって、すぐに効果が現れる分野ではないので、芸術文化を大切にする気持ちがあれば我慢をし、継続することが適切だったのではないかと訴えました。

【中村の課題認識】

若い芸術文化プロデューサーを育成する活動を中心として芸術文化活動の発展に対して、芦屋市からの理解が得られるよう今後も働きかけを行ってまいります。

5 小規模保育事業の柔軟な運用の在り方について

小規模保育事業は、現在、児童福祉法上、原則、保育を必要とする0歳から2歳までの乳児・幼児の保育を行う事業とされており、国家戦略特別地域においては、保育を必要とする0歳から2歳までの乳児・幼児を対象とする小規模保育事業について、事業者の判断により、その対象年齢を0歳から5歳までの間で柔軟に定めることが可能となっています。

今回、令和5年4月21日付で、こども家庭庁成育局長から全国の自治体に向けて、「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」とし、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、全国の3歳未満の乳児・幼児の保育を対象とする小規模保育事業において、満3歳以上の幼児を受け入れることについて、市町村が地域の保育ニーズに応じて柔軟に判断できるとの通知が発出されました。

そこで、こども家庭庁からの「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」の内容についてお尋ねをいたしました。

中村からは、これまで3歳以上の児童の発達において、集団での保育の重要性が認識されていたのに、今回なぜ変化が生じたのか質問をし、当時の担当部長は、以前から3歳になった時に転園しなければいけないとお声や、3歳以上になって集団生活に馴染めるかどうか不安があるというお声も頂いておりましたので、その声に今後、柔軟に対応できるようにするために考えておりますと説明があり、続けて、今回の通知に関して、適切に配慮・工夫を行うべき点に気をつけながら、保育ニーズに柔軟に対応できるように活用させていただきたいとの答弁がありました。



6 宮川小学校通学路・宮川歩道橋南側歩道の安全対策について

宮川小学校の北西に位置し、国道43号線にかかっている宮川歩道橋は、宮川小学校区の若宮町、宮川町、打出小槌町、宮塚町の4町の児童が、午前8時から8時20分頃に北方向から南方向に通学します。

宮川歩道橋南側歩道周辺は、通勤・通学時間帯と重なり、特に東から西に走行する自転車は、宮川歩道橋南側階段から下りてくる児童等歩行者の死角になり、接近するまで目視できないため減速できず、接触事故が懸念されている状況が続いています。

これまで宮川歩道橋南側階段周辺では、5か所の注意喚起看板を設置していただいておりますが、相互に機能しながら安全性が高まっているとは、言い難い状況です。

そこで、宮川歩道橋南側歩道中心部に、東から西に走行する自転車を減速させるラバーポールを設置する等安全対策が必要であるとの認識から質問させていただきます、市長からは、この場所については現地の状況

から、以前より安全対策が求められており、必要性を認識していたので、道路管理者である国と連携をし、対策を行っており、具体的には、自転車と階段を下りる歩行者との接触を避ける門型のラバーポールや、注意喚起の看板を設置していますが、引き続き、必要な対策を国に働きかけていきますと答弁をいただき、質疑が始まりました。

中村から、東から西に走行する自転車減速させるため、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを追加で設置しよう通学路安全点検を通して、国に要望していたことになっていたので質問をし、当時の担当部長からは、令和5年6月8日に国に要望を行い、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを設置しても、想定している効果が見込めないとの回答であったとの答弁があり、それを受けて中村からは、国と市が、別の看板を違う時期に設置しているの、国と調整をし、5か所の注意喚起看板を相互に機能するよう再配置していただきたいと質問をし、今回も危険だということをお話を中村議員からいただきましたので、5か所の注意喚起看板を相互に機能するよう再配置することも踏まえて、引き続き、国に働きかけをしていきたいと思っておりますと当時の担当部長から説明していただきました。

【中村より改善報告】

令和5年10月26日木曜日、宮川小学校敷地内の北西部の植栽における「危ない、自転車事故多し、歩行者に注意」看板を、当時の地元の保護者の皆様と担当課長も含めた職員の方と話し合いを行い、以前よりも25センチ高くしていただき、看板周辺のシャリンバイも手入れしてもらい、以前より見やすくしていただきましたが、引き続き、宮川歩道橋南側歩道中心部にラバーポールを追加で設置するなどの対策を求めてまいります。



6 宮川小学校の自由登校について

宮川小学校は、令和5年度2学期から、これまでの集団登校から自由登校に変更されました。登校班の上級生による下級生の引率効果が失われてしまうと、安全へのマイナスになると考えたので、市の考えと、集団登校から自由登校に変更した理由を尋ねました。当時の教育長からは、今回の登校方法の変更に関しては、基本的に、地域・保護者、時に実際に通っている子どもたち、特に上級生の声を聞きながら学校長の判断で決められたものであることや、自由登校に変更されるまでの経緯について説明を受けました。

それに対して中村からは、仮に、自由登校よりも集団登校の方がよかったと学校側に認識変更があれば、再び切り替えていただけの理解でいいのかを尋ね、学校側は試行期間ですので、2学期、3学期と特に問題がなかったとしても、令和6年度1学期は集団登校という形を取りますとの説明を受け、さらに、登校の基本は、地域の方、保護者の方としっかりお話をした上で決めていくものだと思っております。時の教育長から答弁がありました。

7 街路樹等包括管理業務について

芦屋市は、街路樹等包括管理業務を実施し、市内事業者を中心として、令和4年4月から令和7年3月までの3年間業務を委託しています。予算金額の中には、維持管理業務等に関わる総括責任者が各施設の維持管理や剪定等に関わる事務処理、日常の苦情等への対応のほか、維持管理に関わるさらなる効率化の提案など、市に代わって業務全体をマネジメントする経費が加算されています。

そこで、この街路樹等包括管理業務について、市が直営していた時と比べて、当初見込まれていた4つの導入効果である民間技術力の導入による街路樹等維持管理業務の改善及び向上、民間事業者の迅速な現場対応による市民サービスの向上、施設管理の長期一元化による事務作業の効率化、従来経費の縮減が図られたのかを尋ね、市長からは、当該管理業務は、業務要求水準等に基つき管理をしており、ここに長期的な視点が加わることにより、さらなる業務改善や質の向上が期待でき、市民サービスの向上については、包括管理業務の管理センターが市民からの要望を直接受けるため、迅速な現場対応が可能となっていて、事務の効率化は、導入前は年間約120件あった契約事務が一本化されたことにより、市職員が注力すべき政策的業務等に集中して取り組むことができている、従来経費についても削減されていますとの答弁の後に、詳細な質疑に進みました。

中村からは、令和3年8月31日の建設公営企業常任委員会での説明を受けた際、電線や電柱等に枝が当たらないように、信号や標識・照明を隠さないように、車や歩行者などの支障にならないように、定期的な剪定により樹形を整え、目標とする樹形に近づけ、また、沿道の民地などに飛び出した枝は剪定伐採しますと示された5つの樹木の伐採・除草ルール

を示しました。その上で、このルールに基づいて剪定が行われているかどうかを当時の担当部長に尋ね、宮川小学校西側の南北道路の樹木が電柱・電線を覆い、防災倉庫前の側溝は、葉っぱが埋め尽くしている状態で、夜になればライトに木々の葉が覆いかぶさっていることから、遮光して危険な状況であることを写真で示し、次に、稲荷山線と国道2号線が交わる楠町交差点の信号機に、樹木が覆いかぶさって見えなくなっている状況も写真で示し、樹木の伐採や除草ルールが守られているのかどうかと尋ね、当時の担当部長は、剪定してから次に剪定するまでの間、気候変動の状況により、成長の度合いも異なり、電柱・電線、照明にかかってくる場合もあり、どうしても満足いただけるところもありませんが、今回、街路樹等包括管理という手法により工夫して管理しているのではないかと取り入れましたので、今後満足いただけない部分に関しては、努めて配慮していきたいとの答弁がありました。

〔中村より改善報告〕
宮川小学校西側の南北道路の樹木が電柱・電線を覆い、防災倉庫前の側溝は、葉っぱが埋め尽くしている状態で、夜になればライトに木々の葉が覆いかぶさり、遮光して危険な状況は、すぐに対応していたら、さらに、地元自治会の了承を得た上で、芦屋市道路公園課に令和6年10月15日火曜日と10月16日水曜日の2日間で宮川小学校西側の南北道路の樹木の数を減らすための作業をしていただきました。
また、稲荷山線と国道2号線が交わる楠町の交差点の信号機に樹木が覆いかぶさる見えないうちでも抜く作業をしていただきました。

〔中村の課題認識〕
街路樹等包括管理業務は、市内造園事業者を中心として、令和4年4月から令和7年3月末までの3年間の業務委託を終えようとしています。令和7年4月から新たに道路及び公園施設と街路樹・植栽なども含めた相当な事業規模での包括管理が始まるに際して、令和7年3月18日火曜日開催された予算特別委員会では「市内事業者と十分な連携を図りながら、適切な道路及び公園施設等の維持管理業務が執行されるよう求める。」付帯決議が可決されました。従前、街路樹等の包括管理をしていただいていた市内を熟知している造園組合の皆様を中心とする市内事業者と十分な連携を図りながら、適切な道路及び公園施設等の維持管理業務が今後もしっかりと執行されることを強く求めたいと思います。

令和六年版
第四十九回公演
新舞踊大会
十三時開演 (十二時三十分開場)
芦屋市・芦屋市教育委員会



令和5年12月13日水曜日12月議会一般質問

8 原油価格・物価高騰等に対する市の考え方について

原油価格・物価高騰等に対する市の考え方を尋ねました。

まず、芦屋市では、国及び県が、原油価格・物価高騰等対策の予算枠で、その都度どのような支援を行っているのか精査をした上で、支援の枠組みに当てはまらない方で、物価高騰等で生活にかなりお困りになられる方を支援していこうという考えであると当時の担当部長から説明を受けました。

中村からは、国や県が行っている原油価格・物価高騰等対策が不十分であれば、その足りない支援を緊急的に芦屋市民に実施する必要がある場合、市の独自財源を使用してでも支援する覚悟はあるのかと質問をし、市長からは、財源の問題はありますが、地方公共団体・地方自治体は、市民に最も身近な自治体です。最も身近なところで事業者も含めて支えていくことは、当然の責務であると考えていますとの説明がありました。

最後に中村から、5年前の春、コロナ禍における市民生活に対する影響の大きさを考えて、市がおよそ3.5億円を投じ、官公庁を除くすべての世帯、事業者に対して、半年間の水道・下水道の基本料金を免除する事業を行ったことを例として挙げ、長引く原油価格・物価高騰等に対する対策については、国からの交付金等も活用しながら、生活者だけでなく、事業者にとっても下支え効果がある対策を、1回だけでなく、数回に分けて行う方が効果的であるとの意見をお伝えしました。

9 JR芦屋駅北側の通称「駅前通り」の駐停車禁止区域について

JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域は、足腰の弱いお年寄りや、車椅子を利用されているなど身体の不自由な方、妊婦や小さなお子様を連れて移動している方など、JR芦屋駅北側へすぐにアクセスしたい理由を抱えた方が、タクシー等を利用し、停車位置として昔から利用されてきました。そこで、JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域については、兵庫県警と相談した上で一部指定除外することはできないのか等、市の考えを尋ねました。

まず、市長からは、JR芦屋駅北側「駅前通り」は、兵庫県公安委員会が令和2年3月から駐停車禁止区域に指定しており、この区域は物理的に停車スペースがないため、安全性の観点から、タクシー等を一部指定除外することは難しいとの説明を受け、さらに、当時の担当部長からは、JR芦屋駅北側「駅前通り」は、バス乗り場がたくさんある中で、一般車の違法駐車も散見され、危険な状態が続いていたので、駐停車禁止にし、その代替案として、ホテル竹園南西ロータリーに駐車スペースを9台設けましたとの答弁がありました。

中村からは、ホテル竹園南西ロータリーからJR芦屋駅にアクセスするには、身体の不自由な方、妊婦や小さなお子様を連れて移動している方からは少し距離があり、不便であるとお伺いしていたことを伝え、タクシー等社会福祉の観点から必要な車両について、一部指定除外することが難しいのであれば、JR芦屋駅に程近い北側の場所に停車場を設けてもらうことはできないのかお尋ねし、当時の担当部長からは、スペースがあれば工夫することは可能と思いますとし、JR芦屋駅南口再開発事業にあわせ

て、南口バスロータリーの整備を予定しており、一部北側のバス乗り場を南に整理する中で、北側にスペースも出てくるとは思いますが、まだ時間はかかると思いますとの説明がありました。

【中村の課題認識】
引き続き、JR芦屋駅北側「駅前通り」の駐停車禁止区域に対するタクシー等社会福祉車両の一部指定除外、もしくは、JR芦屋駅に程近い北側の場所に停車場を設けることを求めてまいります。



10 国道43号線若宮歩道橋昇降施設整備
その他の工事について

令和4年度から行われていた国道43号線若宮歩道橋エレベーター設置その他の工事は、令和5年3月末をもって一旦止まってしまい、令和5年11月末に作業が再開されました。

そこで、令和5年3月末をもって一旦止まっていた工事の経緯について質問をしました。



市長からは、管理者である兵庫国道事務所を確認したところ、令和4年度における南側エレベーター設置工事中に、植栽帯の地下に埋設物が見つかり、当初の設置位置を変更する必要が生じたため、エレベーター設置工事の完了は、令和5年度末を予定しており、南側歩道橋のスロープの復旧は、エレベーター設置後の工事になると確認していますと説明を受けました。（*令和6年3月末をもってエレベーター設置工事は完了済。）

続いて、中村から当時の担当部長との質疑の中で、令和6年4月以降にエレベーターが供用開始予定であることを確認し、南側歩道橋に新たなスロープが設置される時期について質問しました。

当時の担当部長からは、当初スロープを切り取る予定ではなかったため、エレベーター設置事業者以外の事業者を選定し、新たなスロープ設置工事を発注しないといけないので、令和7年3月末までに完成予定とのことですが、兵庫国道事務所には追って聞き取りをしていきますとの説明を受けました。

その後中村から、頻繁に人の往来のある場所なので、国や県が大規模な工事をしている以上、市もしっかりと工事の進捗を確認すべきであり、今後、近隣住民に対する工事の現状に関する周知はしっかりと届けるようにしていただきたいと要望致しました。

【中村の課題認識】
新たなスロープ設置工事については、令和7年3月末までに完成予定とのことだったの今後とも工事の進捗を注視していきます。



生年月日
昭和54年5月6日生まれ

学歴
芦屋市立小槌幼稚園
芦屋市立打出浜小学校
関西学院中学部(運動部部長)
関西学院高等部(硬式野球部 副主将)
関西学院大学商学部(平松一夫ゼミ)
関西学院会計専門職大学院
(アカウンティングスクール)

経歴等
芦屋市議会議員(現職)
関西学院中学部同窓会46期生幹事
芦屋市民民謡・新舞踊協会 会長
一般社団法人神戸青年会議所 特別会員
清掃事業 代表
特別非営利活動法人 日本防災士機構 防災士
西蔵町自治会 防災担当役員
西蔵町 自主防災・防犯会 会長

◀ホームページ

駅周辺での朝の市政街頭報告

令和5年4月24日(月)曜日から
令和7年3月17日(月)曜日まで

- ・ 阪神打出駅南側国道43号線付近 14回
 - ・ JR芦屋駅南側国道2号線付近 15回
 - ・ JR芦屋駅北側ミスタードナツ前 15回
 - ・ 阪神芦屋駅南側市役所北東部 13回
 - ・ 阪急芦屋川駅南側月若公園前 12回
- 合計69回



防災活動



【地元の西蔵町での防災活動】

- 令和5年度並びに令和6年度
- ・ 西蔵町自治会の防災担当役員として
⇒原則毎月第一土曜日の班長会にて作成した防災会報を配布・説明
 - ・ 西蔵町自主防災・防犯会の会長として
⇒原則2ヵ月に1回の防災会議を含めた自主防災活動を実施
⇒原則3ヵ月に1回の宮川小学校地域の防災代表者会議に出席

【令和5年度自主防災会の主な防災イベント】

- 令和5年11月26日(日)曜日
- ・ 西蔵地区集会所において、西蔵町自主防災・防災会主催でレトルトカレーの炊き出し訓練、水消火器訓練、テントの設営訓練等を行う。

【令和6年度自主防災会の主な防災イベント】

- 令和6年11月23日(土)曜日
- 宮川小学校での浜町との合同防災訓練を以下、実施。
- ・ 自助を学ぶ：消火訓練・煙体験・ガスパワー発電機体験
 - ・ 共助を学ぶ：AED体験・簡易担架体験・車椅子体験・リヤカー搬送
 - ・ 公助を学ぶ：簡易トイレ・防災安全課チラシ配布
 - ・ 県立芦屋との防災食訓練(ポリ袋調理)

令和5年5月から令和7年3月までの議会役員・所属委員会や会議について

【議会役員】

令和6年5月から令和7年4月まで(予定) 阪神水道企業団議会議員

【所属委員会】

令和5年5月から令和6年4月まで 総務常任委員会 副委員長
令和6年5月から令和7年4月まで(予定) 総務常任委員会 委員

【会議】

令和5年5月から令和6年4月まで 議会BCP検証検討会議 委員
令和5年5月から令和6年4月まで 議会報編集委員会 委員
令和5年5月から令和6年7月12日まで(会派を解散したため) 議会報告会準備会 委員

【超党派議員連盟】

令和5年5月から(現在進行中) 防災に関する政策を研究する会 メンバー
令和5年5月から(現在進行中) 芦屋市日台議員連盟 監査役

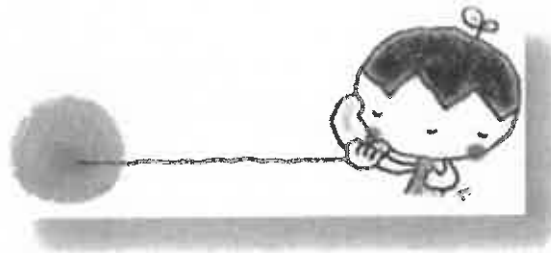


川西市子どもの人権オンブズパーソン制度

～ すべての子どもの最善の利益を図るために ～

(子どもオンブズレポート補助資料)

こまったとき……
つらいとき……



ひとりで ^{ひや}悩まないで！

兵庫県川西市

政務活動費視察報告書

芦屋市議会
中村 亮介

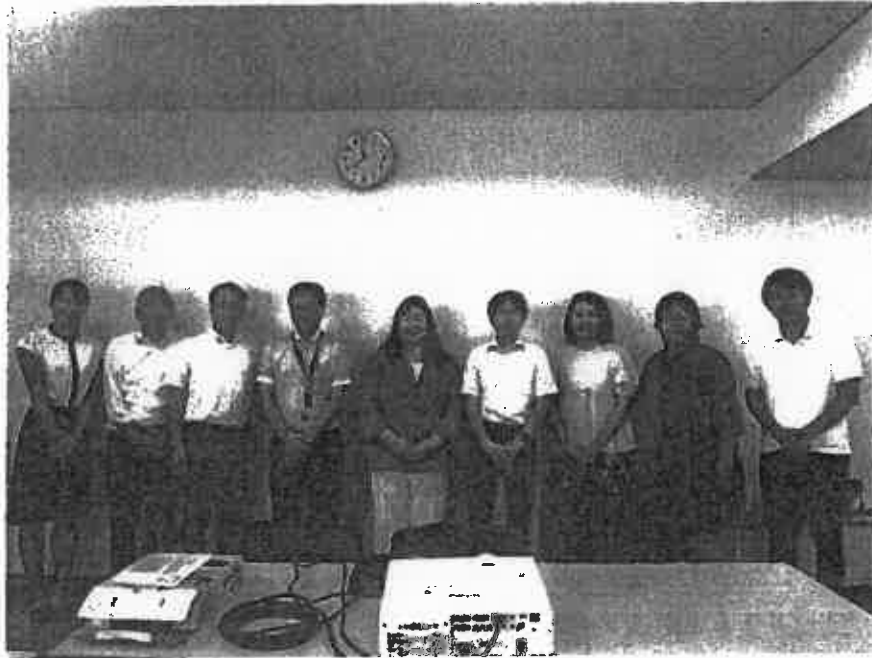
視察日時	令和7年8月26日火曜日
視察先	川西市
視察内容	子どもの人権オンブパーソン制度
対応者	川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
参加議員	広瀬 久美子議員、浅海 洋一郎議員、田原 俊彦議員 川上 朝栄議員、西崎 薫議員、原 奈津子議員 山口 美佐江議員、孝岡 知子議員、中村 亮介議員（9名）
視察目的 (視察先選定理由)	子ども基本条例の制定に向けて芦屋市議会にプロジェクトチームが発足され、兵庫県内における先進事例を調査・視察するため、川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度が選ばれた。
調査概要	別紙添付活動報告参照
所感 (意見・感想・ 今後の課題等)	別紙添付活動報告参照

- * 視察報告書は、視察先1件につき1部作成します。
- * 分量は視察先1件につき最大2枚までとします。
- * 関係資料を添付してください

2025年の活動報告

研修会 2025年8月26日(火)

・川西市子どもの人権オンブズパーソンについて



いじめ・差別・体罰・虐待などで苦しんでいる子どもを支援する公的第三者機関「子どもの人権オンブズパーソン」の設置に至る経緯や利用状況、評価について視察を行った。

- ・主な活動は①子ども、保護者等の相談 ②学校や関係機関との調整 ③調査 ④広報
- ・組織体制としてオンブズパーソンは3名(非常勤特別職、任期は2年、3期まで)
法曹界、学識経験者、NPO関係者等から市長が委嘱する
現在は、代表は弁護士、代表代行は大学准教授、子供の人権関係NPO代表の3名
- ・調査相談専門員相談員 4名在籍、週4日勤務
- ・調査相談専門員 11名在籍(必要時に活動)
- ・週1回5時間程度研究協議(ケース会議)を開催し、必要に応じて直接相談に応じる。
- ・予算は令和7年度当初予算額で34,531千円

制度の効果として、中学での部活動での死亡事案に係る熱中症予防対策、保育所における感染症防止対策、小学校給食における食物アレルギー対応など、オンブズパーソンが受けた相談や調査から見えた課題を元に関係機関に提言等を行い、制度の改善がなされた。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	12																				
支出年月日	2026年3月23日																				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p style="text-align: right;">SMBC</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ¥409,915 振込手数料 ¥275</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>カ) MMインサツ 様</p> <p>お振込人は アシヤツキ"カイキ"イン ナカムラ リヨウスケ 様</p> <p>お取扱日 8. 3. 23 電信振込</p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>取込店番号</td> <td>76781</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> <td>3</td> <td>日</td> <td>23</td> <td>時刻</td> <td>12:47</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>[REDACTED]</td> <td>店番号</td> <td>[REDACTED]</td> <td>口座番号等</td> <td>[REDACTED]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7737</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">三井住友銀行</p> </div>		取込店番号	76781	年	8	月	3	日	23	時刻	12:47	銀行番号	[REDACTED]	店番号	[REDACTED]	口座番号等	[REDACTED]				7737
取込店番号	76781	年	8	月	3	日	23	時刻	12:47												
銀行番号	[REDACTED]	店番号	[REDACTED]	口座番号等	[REDACTED]				7737												
充当内容 (按分の計算方法)	中村康介市政=2-ス 2026年 VOL.13 $¥409,915 + ¥275 \times 80\% = ¥328,152 -$																				
その他	税別単価 @12,850 x 29,000部 = 372,650円 (税別) 税別単価 @14,105 x 29,000部 = 409,915円 (税込)																				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

請求書

CMM 株式会社
 〒531-0073 大阪市
 TEL.06(6378)3924
 〒535-0031 大阪
 高殿工場 TEL.06(6929)6244
 登録番号：T5120001061867

芦屋市議会議員 中村 亮介 様

お振込みいただきます場合は
 下記口座にお願い申し上げます

請求日付	得意先コード	請求番号	明細書枚数
2026/3/9			1
前回請求額	当月ご入金額	繰越額	
当月納品額	当月返品値引額	当月消費税額(10%)	当月請求額
372,650	0	37,265	409,915
合計請求額			1,900.5

いようにしてください。

* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

請求明細書

登録番号：T5120001061867

CMM 株式会社 **MM印刷**
 本社 〒531-0073 大阪市北区本庄西2-1-10
 TEL.06(6375)3925 代 FAX.06(6375)3924
 高殿工場 〒535-0031 大阪市旭区高殿2-12-6
 TEL.06(6929)6245 代 FAX.06(6929)6244

芦屋市議会議員 中村 亮介 様 〒2026/03/09 氏名 印 来日			
品名	数量	単価	金額
中村亮介 市政ニュース 2026年vol.13 A4(4/4)-8P ホッチキス無	29,000 0	12.850	372,650
ご担当：中村 亮介 様			合計(税抜) 372,650

毎度お引立て有難うございます。上記の通り御請求申し上げます。尚、この金額に消費税は含まれておりません。

- * まとめて貼付けする場合は、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

2026年

VOL.13

芦屋市政

中村 亮介

なかむら
りょうすけ

発行：会派に属しない議員
(中村 亮介)

芦屋市精道町7番6号
本庁舎南館 3F
会派に属しない議員控室
TEL・FAX：0797-35-1340

2025年6月議会、9月議会で訴えてきたものはこれだ！

1

保育所・こども園に入所・継続利用
するための就労要件厳しくない？

→P.2

2

市民課の窓口業務って、本来は市の
職員が担うべきでないの？

→P.3

3

排せつ機能に障がいのある人工肛門・
人工膀胱造設者に対し、芦屋市は
どのような支援をしているの？

→P.5

4

市の職員は、お金をもらって兼業する
ことができるの？

→P.6

NEXT OPEN

中村
亮介

なかむら
りょうすけ

PROFILE

生年月日

昭和54年5月6日生まれ

学 歴

芦屋市立小橋幼稚園
芦屋市立打出浜小学校
関西学院中学部(運動部部長)
関西学院高等部(硬式野球部 副主将)
関西学院大学商学部(平松一夫ゼミ)
関西学院会計専門職大学院
(アカウンティングスクール)

職 歴

芦屋市議会議員(現職)
関西学院中学部同窓会46期生幹事
芦屋市民民謡・新舞踊協会 会長
一般社団法人神戸青年会館所 特別会員
鴻掃事業 代表
特別非常利活動法人
日本防災士機構 防災士
西蔵町自治会 防災担当役員
西蔵町 自主防災・防犯会 会長

▼フェイスブック



▼ホームページ



令和7年6月17日火曜日6月議会一般質問

①保育所・認定こども園等の入所・継続利用のために保護者が満たすべき要件について

中村

独立行政法人労働政策研究・研修機構の分析によれば、それまで主流であった専業主婦世帯（夫が働き妻は就労していない世帯）に対して、1992年に初めて、夫婦共働き世帯が上回る大きな転機を迎えました。

それからは、女性の社会参加の促進、労働市場の多様化、非正規雇用の割合の増加などの社会背景も伴い、2024年には、専業主婦世帯が約508万世帯に対して、夫婦共働き世帯は約1,300万世帯となっています。

共働き世帯の増加に伴い、こどもの保育を必要とする御家庭も増えました。

そこで、現在の芦屋市における保育所・認定こども園等の入所・継続利用のために保護者が満たすべき要件の内容について、お伺いします。

市長

本市の保育施設の入所・継続要件は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、乳児・幼児の保育を必要とする場合です。

具体的には、保護者の就労状況が1日4時間以上で週4日以上、かつ、月64時間以上の場合や、保護者の病気や障がいのため、家庭での保育が困難な場合などを指しています。

中村

今回、芦屋市における保育所・認定こども園等の入所・継続利用のために保護者が満たすべき要件のうち、就労要件に絞った上で、まず、各自自治体で定められている保育を必要とする場合に満たすべき就労要件について、1か月に必要な最低労働時間に

いてどのように定められていますでしょうか。

こども家庭担当部長

国において就労要件は、子ども・子育て支援法施行規則で「一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に、市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」となっています。

中村

芦屋市の就労要件は、1日4時間以上、かつ、週4日以上働いていることと定められています。どのような理由で定められたのでしょうか。

こども家庭担当部長

週4日というのは、週の半分以上を就労しているご家庭であり、1日4時間以上というのは、1日の労働時間を8時間とした場合、その半分以上を就労しているということであり、継続的に保育を必要としているご家庭であると言えると考えたからです。

中村

例えば、こどもを保育所に送った後、飲食店等のアルバイトで、10時から15時まで休憩が1時間の1日4時間シフトで週4回入った場合、就労要件を満たすためには、1日4時間以上ですから、町の小規模飲食事業者からすれば、繁忙期にはもう少し働いて欲しいということもあるでしょうし、一方、閑散期であれば、1日4時間未満で帰って下さいと言われることもありそうです。また、こどもが病気や怪我してしまった場合、ご家庭で2、3日、寄り添ってあげる必要が生じますし、そうなれば、週4日以上勤務の就労要件を満たすことがたちまち厳しくなりますので、少しでも就労要件を緩和していただいた方がいいのではないかと思います。

御結婚されて、こどもを授かり、その後、まずはパートナーから社会復帰を始めて、こどもが一定成長してから、正規社員として職場復帰されるというパターンもあると思います。

このような現実を踏まえ、東隣の中核市である西宮市の就労要件を確認したところ、週16時間以上働くという要件は変わりませんが、芦屋市の週4日以上という要件ではなく、週3日以上働くことという要件になっているので、西宮市の方が芦屋市に比べて、就労要件は緩和されているという理解になります。

次に、西隣の政令市である神戸市は、月64時間以上働いていることという就労要件が定められています。神戸市の就労要件は、1か月における必要な最低労働時間は、月64時間以上働いていること1つのみ要件が課されています。

以上、3市について比較して御説明させていただきました。客観的に保護者が保育を必要とした場合に、就労要件を満たしやすいのはどの市の要件であるかをお答え下さい。

こども家庭担当部長

芦屋市の場合、1日4時間以上、週4日以上が必須ですので、当然、神戸市の月当たり64時間以上の就労が、色々な働き方に対応できるものと考えます。

中村

各市事情があつて就労要件が定まっているというのは、理解していますが、その要件を設定した時の社会状況も異なっており、パート勤務などで、こどもが風邪を引いたり、怪我をしたりなど突発的なことが発生することによって、1日4時間以上、かつ、週4日以上働くことといった芦屋市の就労要件を満たさなくなる例も多いのではないかと思います。

今回の質疑については、私の実体験に基づき感じたことを投げかけていますが、芦屋市の就労要件であれば、そのことばかりに気を取られ、精神的に辛い方も多いだろうということも感じます。

以上から、神戸市のように月64時間以上という就労要件に緩和したほうが、私はいいとは思いますが、段階を追って、就労要件を緩和していくことも考えられます。

例えば、まずは就労要件を週16時間以上のみの要件にしてみるなど、芦屋市の現状をしっかりと分析した上で、保育のさらなる環境整備について、ちょっとした改善の積み重ねを行うことによつて、本来の住みやすさというものが生まれてくると思つています。そこで、保育を必要とする御家庭の実態に合わせた形での就労要件の変更をお願いしたいと思つています。いかがでしょうか。

こども家庭担当部長

急速な社会状況の変化で、色々な働き方が増えていくことは承知しています。

ただ、現在、芦屋市においては、未だ入所待ち児童がいる状態です。この状態で、例えば、西宮市のように週3日以上に緩和しますと、申請者が増えて、また待機が増えます。

それから、年度の前半は空いている保育所もありますが、そこで就労要件を緩和したために、週3日ぐらいの方が入所された結果、年度後半ではほぼ埋まってしまう保育所に、週4日、5日働いていらっしゃる方が入れなくなるということも考えられますので、今のところすぐにこの要件を緩和することは考えておりませんが、待機児童がもう少し減るなど市の状況が変化していけば、見直すことは考えられると思つています。

中村

これから就労緩和に向けた行政の頭の切替えというものをさせていただきながら、単にこの就労要件が、保育所に入所できるかどうかの需給調整のために利用されるのでは良くないと思つています。しっかりと今後のこどもの数の推移を見ていただきながら、月64時間以上などの要件にするなど、就労要件緩和の検討を進めていただければ幸いです。

② 芦屋市市民課の窓口体制について

中村

市役所の顔となる市民課の窓口対応は、来庁される方への確でスムーズな手続の流れを感じていただくことにより、市役所全体として、よいイメージを持つていただき、結果として、市民サービス向上につながっていく大切な役割を有しています。

そこで、現在の芦屋市における市民課が担っている業務の内容を確認した上で、現状の窓口体制について、お伺いします。

市長

市民課では、証明書の発行を含む戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカードの交付に関する業務などを行つています。

また、委託先の民間事業者が、市の適切な管理の下、市民課業務の一部である住民票の写し等の証明書の交付、住民異動届の受付に関する業務などを行つており、市は、証明書等の交付・不交付の決定、届出内容に対する審査など判断を伴う業務を行つています。

中村

令和6年9月27日金曜日令和5年度一般会計等を審査した決算特別委員会総務分科会の質疑で、本来、公の業務の担い手である職員が、市民課窓口で直接市民から話を聞くことにより、市民の思いやお困り事などを拾い上げ、市の課題や課題解決の糸口を見つけるべきとの考えをお伝えした上で、市民課の窓口体制のあり方について質問した際、当時の担当課長から、「市民課の窓口業務は、制度の深い理解、接遇のスキルを有した人材を配置する必要があると思つています。ただ、繁忙期、閑散期があるので、人材を柔軟に配置すること、接遇スキルの民間ノウハウも生かすことで、市民サービス水準の維持向上につながると判断し、委託業務としています。今後も継続していく意向ですが、業務量など制度運用上の環境変化を見定めて、都

断していきたいと思つております。」と答弁を頂きました。

その後、令和7年3月11日火曜日令和7年度予算に關する総務分科会で、市民課の窓口体制のあり方について再度質問した際、「窓口業務に關して、概ね3年ごとの契約更新があり、業者の選定を行つていて、今回の業務委託期間は、令和8年11月までで、選定替えのタイミングには、改めて業務量等を踏まえ総合的に判断し、業務委託も含めて適切な方法を判断します。」と答弁を頂きました。

直近2度の担当課長との質疑応答で、外部に業務を委託する理由の一つとして、窓口業務は、繁忙期だけでなく閑散期もあるので、人材を柔軟に配置するという観点を挙げられていました。

委託業務契約で、契約条項として定められていない項目は、委託先に柔軟に物事をお願いできないデメリットもあると思つています。

そこで、現在の業務委託契約は、3年契約ですが、契約に定められている業務委託料は、1年ごとの年額で示されているのか、契約期間の3年総額で示されているのでしょうか。契約書上の内容について、お示し下さい。

市民生活部長

業務内容については、仕様書の中で、例えば、窓口受付、証明書作成、異動届受付など業務の種類を列記させていただき、契約をしています。

契約の中で決まりがない条項で、新たに何か起こった場合、双方で協議して定めるといったことも仕様書の中に含まれています。

なお、契約金額は、年度ごとで示しており、参考として、市民課で年間どのくらい証明書発行があり、異動受付がどのくらいあるかなど業務量は、事業者に提示させていただいています。



中村

1年度ごとの年委託契約金額掛ける3年での業務委託料総額が基本で、都度、条件等が変われば、双方協議の上、1年度ごとの年額について変更を加えることができる理解でよろしいですか。

市民生活部長

例えば、令和6年度、窓口開庁時間が17時半から17時になった際、双方協議で契約金額を見直しました。

ただ、現在の3年契約は、債務負担行為で計上させていたでいるので、基本的に3年間の業務委託料総額は変わりませんが、大きい変化があれば、都度協議をして、変更を加えます。

ちなみに、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機など多機能端末で住民票の写しや印鑑登録証明など取得できるようになっています。

中村

例えば、委託業務契約として令和7年4月から令和10年3月まで3年契約をし、3年総額を決めてしまうと、次年度、令和8年4月1日から始まる1年間の業務委託金額は、令和7年3月以前の過去の古い情報に基づき積算金額になってしまいます。要するに、3年契約当初の業務委託料総額は、直近の統計データや市民課の動向を反映しているが、1年また1年と年数が経てば、どんどん実際の数値から乖離してしまうのではないのですか。

市民生活部長

現実の数値と大きく乖離するところまで業務量が変化していることは、現状ではないと思います。

3年間という一定期間を設けて委託契約をしているのは、毎年、業者が変わってしまえば、行政の負担も大きくなり、市民サービスの低下につながりかねないという懸念があるからです。

仮に、市の職員を配置することになれば、一番の繁忙時を基準に配置せざるを得ないと考えているので、臨機応変に人の配置を異動させることは、かなり難しい対応になるのではないかと思います。

中村

業務委託するもう一つの理由として、「接遇スキルを民間のノウハウも生かすことで、市民サービス水準の維持向上が図られる」との答弁がありました。

業務委託先の接遇スキルが窓口業務を通じて向上することは、業務委託先の人材育成上、有意になって、市の職員の接遇スキルの向上にはなりません。

結局、窓口業務を通じた接遇スキルの向上というのは、属人的なもので、市の職員の接遇スキルを向上させることによってこそ、市の全庁的な財産として蓄積されるのではないかと考えます。

そのような観点から、窓口業務を市の職員が担っていくことに主眼を置いて検討された方がいいのではないのでしょうか。

市民生活部長

窓口業務で、個人の接遇スキルが上がるということは、確かにあります。

ただ、窓口業務は業務委託ですので、委託をする中で、市に還元していただくものについては、業務内容によるものと思いますので、一定、理解はしますが、業務委託の観点からすると、少し違うのかなと思います。

中村

もう一点、令和6年9月27日金曜日の答弁で、「市民課の窓口業務は、制度の深い理解も必要である」と説明をさせていただきました。

制度の深い理解という観点は、芦屋市の制度に対する深い理解ですから、芦屋市の制度が頭に入るといふことは、業務委託先の人材育成にはプラスですが、市の職員の制度に対する深い理解にはつながらないと思います。

市民課窓口は市役所の顔ですから、窓口業務を通じて芦屋市の制度に対する深い理解、接遇スキル向上ということも含め総合的に勘案して、業務委託ではなく、芦屋市の職員が市民と直接相対し、コミュニケーションを図るべきと考えます。

それから、市役所の窓口業務だけではなく、市役所全般のことですが、市役所全体の力を、個々の職員のスキルを人数分足し合わせた総和と考え、それそのものが行政サービスと考えた場合、人口減少社会を見据えて市の職員の総数を減らしていますが、今後、市役所の現状の力を維持していくためには、自ずと個々の職員のスキルも高めていかないと、今の力を維持できなくなってしまうと思います。

市でできる事業はできる限り、市の職員の手で直接行った方が、今後の持続可能な芦屋市の運営を考えた上で有益であるということをお伝えしておきます。





令和7年9月9日火曜日9月議会一般質問

③ 排せつ機能に障がいのあるオストメイト (人工肛門・人工膀胱造設者) に対する支援の在り方

中村 現在、芦屋市は、排せつ機能に障がいのあるオストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)に対し、どのような支援を行っていますか。

高島市長 オストメイトの方へは、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業として、蓄便袋や蓄尿袋といった排せつ管理支援用具の給付で支援しています。

また、オストメイトの方を含む身体障害者手帳所持者に対しては、公共料金の割引等、障がいの等級に応じて支援をしています。

中村 排せつ機能に障がいがあり、その機能を回復するために、人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排せつされた尿や便をためておく専用パウチ袋のことをストーマ装具といえます。

排せつ管理支援用具であるストーマ装具に対する給付は、1984年に人工肛門・人工膀胱保有者への身体障害者福祉法適用が開始され、国の補装具給付制度の対象種目となったところからスタートしました。

その後、2006年に障がい者自立支援法設立時に、国の管理する補装具給付制度から、市町村が管理する日常生活用具給付等事業に移管されました。

1984年に設定された補装具給付制度における当時の給付基準額は、人工肛門造設者を対象とする大腸や小腸などの消化器系ストーマ装具は月額7,100円、人工膀胱造設者を対象とする尿路系ストーマ装具は月額9,300円、その後、5年から6年に一度、国において給付基準額は見直され、1993年には、給付基準額が、大腸や小腸などの消化器系ストーマ装具は月額で8,600円、尿路系ストーマ装具は月額1万1,300円という基準額が提示されていました。

この1993年以降、2006年に障がい者自立支援法ができ、市町村の裁量で給付基準額が決められるようになってから、およそ30年経過しましたが、全国の市町村のおよそ84%は、基準額の見直しが行われていないことが、公益社団法人日本オストミー協会が実施した調査で明らかになっています。

そこで、これまでの芦屋市における日常生活用具給付等事業における排せつ管理支援用具であるストーマ装具の月ごとの給付基準額を、大腸や小腸などの消化器系ストーマ装具である蓄便袋と尿路系ストーマ装具である蓄尿袋に分けて、それぞれお示しください。

いしむら 福祉部長

2006年10月に、障がい者自立支援法の日常生活用具として、今まで補装具だったものの位置付けが変わり、当時、消化器系ストーマ装具である蓄便袋が月額8,858円、尿路系ストーマ装具である蓄尿袋が月額11,639円で設定され、この間、改正していませんでしたが、令和7年8月から蓄便袋を月額9,500円、蓄尿袋を月額12,300円に改正しました。

中村

次に、芦屋市における排せつ機能に障がいをお持ちの方について、身体障害者手帳の記載に基づいて膀胱に機能障がいをお持ちの方、大腸、小腸に機能障がいをお持ちの方、膀胱と大腸、小腸いずれにも機能障がいをお持ちの方の最新の人数をお示し下さい。

いしむら 福祉部長

身体障害者手帳所持者のうち、膀胱または直腸機能障がいのある方は150名です。

内訳は、膀胱機能障がいのみの方が30名、直腸機能障がいのみの方が107名、重複の方が13名です。

中村

次に、蓄便袋や蓄尿袋について、どれぐらいの頻度で交換されているのかを教えてください。一般的に、夏は2日に1回、冬は4日に1回ぐらい交換するということでしょうか。

いしむら 福祉部長

交換は、週に2回程度が目安とされているようですが、一般的には4、5日というところですが、個人的な排せつ物の形状、皮膚の状態にもより、また、季節によっても変わりますので、一般的なこととしてご理解下さい。

中村

続いて、排せつ管理支援用具であるストーマ装具の月ごとの給付について、国が100分の50以内、都道府県が100分の25以内、市町村が100分の25以内という費用負担になっています。制度の都合上、給付をし、管理を行っているのが市なので、市が給付を行った後、逆算して、国と県に請求を行う形になっています。

例えば、市が25円を支払った場合、国に50円を支払って下さいという形で請求すると思いますが、確実に50円を支払ってもらえる規定になっていない

という理解でよろしいでしょうか。

【こども福祉部長】

日常生活用具給付等支援事業を含む地域生活支援事業の全体補助金として、まとめて国から頂いていますが、国が100分の50以内、県が100分の25以内という規定ですが、ここ最近、国が約30%、県が約15%の補助になっていまして、市が半分以上を負担しているという状況で、市の超過負担が生じています。

【中村】

芦屋市からも、規定上の配分できっちり負担していただけるように、国に強く要望を下さいます。

【こども福祉部長】

本市に限ったことではなく、近隣市が全て同じような状況を抱えておりますので、地域生活支援事業全体の事業費が増加傾向にある中、補助額が年々減少している状況ですので、事業運営に支障がでることがないよう、十分な財源確保を、全国市長会を通じ、引き続き要望していきます。

【中村】

令和7年8月、芦屋市が行った蓄便袋が月額9,500円、蓄尿袋が月額12,300円の改定により、令和7年4月1日現在の兵庫県下におけるストーマ器具の月額給付額を41市町と比較したところ、丹波篠山市、多可町、加東市、川西市、朝来市の4市1町に続く、上位の給付金額での改定が行われたこととなります。

引き続き、人工肛門、人工膀胱造設者であるオストメイトの方の暮らしを取り巻く環境にも思いを巡らせていただきながら、支援の在り方についても、その都度、試行錯誤を行っていただきたいと思います。

④ 芦屋市職員の兼業の在り方について

【中村】

日本国憲法では、地方公務員も含めて、職業選択の自由が保障されており、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならぬことから、地方公務員法第38条第1項において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等の地位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事してはならないとされています。

令和5年2月28日に開催された伊藤前市長の施政方針に対する私の総括質疑の中で、地方公務員の副業や兼業の在り方について、当時の市の考え方を示していただきましたが、総務省が作成した令和7年6月の地方公務員の兼業についての報告書を受け、改めて現在の高島市長体制の下で、地方公務員の副業や兼業の在り方についての市の考えをお伺いします。

現在、市職員が営利企業等に従事する場合、職務遂行に支障がないこと、職務遂行上その能率に悪影響を与えないこと、営利企業に従事しようとする職員が在職する職場と従事先との間に利害関係がないことなど、本市の許可基準に基づき個別に許可しています。

令和7年6月11日に、総務省自治行政局公務員部長より、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項についての通知文が発出されました。

今後は通知文の趣旨、地方公務員として課せられている服務上の制約などを踏まえ、許可基準の見直しを検討します。

【中村】

まず、過去においてどのような内容の兼業が行われていたのか、任命権者である市長が許可した例について確認させていただきます。

ちなみに、令和7年6月に発出された総務省の報告書において想定されている社会貢献活動分野の例示によれば、伝統行事や地域イベントの振興に関する活動、地域ブランドや地場産品のプロモーション活動、地域防災防犯に関する活動、スポーツや文化芸術活動の指導・支援、若者自立支援や生涯教育に関する活動、それから住民の生活支援や福祉に関する活動、環境の保全や監視に関する活動、移住者受入れや定住促進に関する活動が示されております。

【総務部長】

実際に許可をした業務内容は、代表例として、消防団への従事、講演会へ講師として参加した事例、保護司としての活動といったものがあります。

市として「営利企業従事のための時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるときや、営利企業従事による心身の著しい疲労のため職務遂行上その能率に悪影響を与えることを認めるとき、営利企業に従事しようとする職員が在職する職場と従事先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき、営利企業の経営上の責任者となるとき、営利企業に従事することが地方公務員としての信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき」といった許可基準を設けており、問題なければ許可をしています。

社会貢献活動について、積極的に職員が従事できる環境が整備されることは、社会にとつていいことではありますが、例えば、不動産賃貸業を家業として

相続されたりすることなど社会貢献活動以外の事例も、正式な手続を踏んだ上で許可をしていますことは、ご理解ください。

中村

次に、地方公務員の兼業許可件数について、総務省が令和6年度に調査した確定値によると、全国の都道府県及び政令指定都市を除いた市区町村での兼業許可件数は、令和5年度の調べで3万3,999件、うち、社会貢献活動に関するものは、1万1,398件。5年前の平成30年度では、3万2,593件、うち、社会貢献活動に関するものは、9,600件。

比較すると兼業許可件数全体として1,406件の増加となり、うち、社会貢献活動に関するものは、1,798件の増加となっています。そこで、芦屋市の令和4年度、令和5年度、令和6年度の兼業許可件数全体をお示しいただき、それぞれ社会貢献活動と、それ以外に分けて教えて下さい。

総務部長

社会貢献活動について、自治体ごと多少判断の違いはあるかもしれませんが、兼業許可件数とその内訳は、令和4年度は全体件数が6件、社会貢献活動に分類されるものが4件、社会貢献活動以外2件、令和5年度は全体件数6件、社会貢献活動に属するものが3件、それ以外3件、令和6年度は全体件数が11件、社会貢献活動が3件、社会貢献活動以外が8件となっています。

中村

続いて、地方公務員の兼業許可基準を設定している市区町村について、総務省が令和6年度に調査した確定値によれば、全国の都道府県及び政令指定都市を除いた1,721市区町村のうち、許可

基準を設定しているのは、令和6年4月1日時点で1,092件。1,721市区町村全体のおよそ63%の市区町村が兼業許可基準を持っています。

そこで、芦屋市は、兼業の許可基準を現在、設定しているのかをお尋ねします。

総務部長

芦屋市においては、国に準拠した兼業の基準を設定しています。

中村

令和6年4月1日現在、先程の1,721の市区町村で、兼業許可基準を設定しているのは1,092市区町村で、そのうち、国の基準に準拠している市区町村は941件で、およそ全体の86%、それ以外が独自基準を設定している市区町村となっています。

多くの市区町村が国の基準に準拠していますが、国の兼業規定と地方自治体職員の兼業規定を比較すると、どうしても国の方がより厳しくなっているという実情がありますので、職員の兼業をより幅広く認めるためには、兼業許可基準を芦屋市独自で定めたほうが良いと思っておりますが、今後、変えていく方向の理解でよろしいでしょうか。

総務部長

今回、国家公務員に対する兼業の考え方と地方公務員に対する兼業の考え方に少し違いがあるということを改めて整理した上で、今、社会に求められている公務員に対する期待と、一方で、公務員職場そのものの魅力の向上など様々検討された上で、新しく国から考えが示されたと考えております。

国で示された新しい方向性に基づき、今、一度、検討をし、現在の兼業の許可基準に対し、変更を加えるべきところを検討した上で取り組んで行きたいと考えています。

中村

例えば、地元でスポーツのインストラクターとして地域に貢献されている方でも、ボランティアで指導に当たる方、民間の営利企業に雇用されて指導に当たる方や、自ら個人事業として指導に当たる方など様々なケースが想定されています。

職員自らのような形態で地域に貢献していくのか、自由に選択をし、地元での指導に当たれるように、兼業の選択肢の幅をより広げておくことが、今後必要ではないかと思っております。気兼ねすることなく兼業ができるよう、よりよい制度改善を期待したいと思っております。公務外の活動を通じて得た学びを、職務遂行やそれを行政サービスの向上に生かしていく。また、今後の人口減少によって希少化が進む人材資源としての地方公務員という職の魅力とその向上を図って、選ばれる職であり続けることはとても大切なことだと思います。



駅周辺での朝の市政街頭報告

令和5年4月24日 月曜日から 令和8年2月22日 日曜日まで	・ 阪神打出駅南側国道43号線付近	22回
	・ JR芦屋駅南側国道2号線付近	21回
	・ JR芦屋駅北側ミスタードナツ前	20回
	・ 阪神芦屋駅南側市役所北東部	19回
	・ 阪急芦屋川駅南側月若公園前	19回
		合計101回



市議会超党派議員連盟「防災に関する政策を研究する会」

2024年度から2025年度までの活動報告

【目的】

各自治体の防災に関する政策や先進事例を学び、各種専門知識を有する皆様との意見交換の場を通じ、議員の能力向上を図るとともに、国内外を問わず甚大な災害が発生している中、顕在化した課題を確認し、解決を図る施策を考案・提言することによって、発災時における公助の力の向上を図ることを目的とし、田原議員（＝現 議連会長）の呼びかけにより、結成。

【活動報告】

- ・ 2024年4月16日 キックオフミーティング
- ・ 2024年4月～5月 AグループからCグループまでに分かれて今後の進め方についてミーティング
- ・ 2024年5月17日 全体会議
- ・ 2024年6月24日 阪神・淡路大震災の歴史（講師：平野貞雄前芦屋市議）
- ・ 2024年7月29日 芦屋市の防災対策について（講師：芦屋市防災安全課）
- ・ 2024年8月19日 過去の教訓を未来に生かす～阪神・淡路大震災からまもなく30年～（講師：今石 佳太氏⇒元芦屋市職員）
- ・ 2024年8月28日 地域防災について（芦屋市自主防災会連絡協議会役員とグループワーク）
- ・ 2024年10月25日 災害時の情報発信について（講師：多名部 重則氏⇒神戸市広報戦略部長）
- ・ 2024年11月11日 芦屋学園高等学校との意見交換会と防災ゲーム
- ・ 2024年12月13日 全体会議にて今後の進め方について
- ・ 2025年1月29日 要配慮者支援と防災について（芦屋市民生委員・児童委員の方々とグループワーク）
- ・ 2025年2月5日 地区防災計画について（講師：坊農 豊彦氏⇒一般財団法人 関西情報センター）
- ・ 2025年4月14日 加古川グリーンシティ視察（講師：大西 貴典氏⇒加古川グリーンシティ自主防災会）
- ・ 2024年5月30日 兵庫県防災対策センター視察（講師：柳田次長⇒兵庫県防災対策センター）
- ・ 2025年8月22日 全体会議で「防災に関する政策提言書」をAグループからCグループまでに分かれてまとめていく方向に。
- ・ 2025年11月20日 全体会議「防災に関する政策提言書」(案)の意見交換
- ・ 2025年12月12日 全体会議「防災に関する政策提言書」(案)の意見交換
- ・ 2025年12月18日 全体会議「防災に関する政策提言書」(案)の意見交換
- ・ 2026年1月27日 高島芦屋市長へ「防災に関する政策提言書」を提出



活動報告として
政策提言の
とりまとめに努む

令和5年5月から令和8年4月までの議会役員・所属委員会や会議について

【議会役員】

令和6年5月から令和7年4月まで	阪神水道企業団議会議員
------------------	-------------

【所属委員会】

令和5年5月から令和6年4月まで	総務常任委員会 副委員長
令和6年5月から令和7年4月まで	総務常任委員会 委員
令和7年5月から令和8年4月まで（予定）	総務常任委員会 委員

【会議】

令和5年5月から令和6年4月まで	議会BCP検証検討会議 委員
令和5年5月から令和6年4月まで	議会報編集委員会 委員
令和5年5月から令和6年7月12日まで（会派を解散したため）	議会報告会準備会 委員

【超党派議員連盟】

令和5年5月から（現在進行中）	防災に関する政策を研究する会 メンバー
令和5年5月から（現在進行中）	芦屋市日台議員連盟 監査役

